○ 行政財産使用料の徴収事務について

監査 (検査) 対	大阪府政策企画部	監査(検査) 実施年月日	委 員	平成23年8月3日
機関・団体(会計)	(空港戦略室)		事務局	平成23年6月28日から 平成23年7月12日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分		歳 入

指摘事項

行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、納期限を使用開始の日以降に設定したため、使用開始の日前までに使用料が納付されていないものがあった。

指摘事項の内容等

- 1 行政財産の使用に係る使用料については、災害などの緊急の場合や他の法令の規定が優先する場合などを除き、使用開始の日前に全額を納付させなければならないとされている。
- 2 空港戦略室所管の行政財産使用許可について確認したところ、「岬町多奈川地区多目的公園」 に係る使用許可において下表のとおり納期限の設定を誤り、使用開始の日以後に使用料を徴収し ていたものが7件(契約件数は5件)あった。

使用目的	使用許可期間	使用料	調定日	納期限	納付日	備考
電柱	H22. 4. 1∼H27. 3. 31	28,000円	H23. 3. 31	H23. 4. 20	H23. 4. 20	H23年度分
地下埋設配管	H22. 4. 1∼H27. 3. 31	5,000円	H23. 3. 31	H23. 4. 20	H23. 4. 20	H23年度分
地下埋設配管	H22. 4. 1∼H27. 3. 31	3, 700円	H23. 3. 31	H23. 4. 20	H23. 4. 20	H23年度分
電話柱等	H22. 6. 1∼H27. 3. 31	25, 400円	H22. 5. 26	H22. 6. 15	H22. 6. 18	H22年度分
电前性等	πεε. 0. 1 ° πε 1. 3. 31	30, 400円	H23. 3. 31	H23. 4. 20	H23. 4. 20	H23年度分
電柱	H23. 2. 1∼H27. 3. 31	4,670円	H23. 1. 26	H23. 2. 15	H23. 2. 10	H22年度分
电性	πλο. λ. 1 ~πλ1. ο. ο1	28,000円	H23. 3. 31	H23. 4. 20	H23. 4. 20	H23年度分

3 今後、このようなことのないよう十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

行政財産使用料条例

第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下 略)

○ 東京事務所・本庁間のデジタル専用回線について

監査(検査) 対 象	大阪府政策企画部	監 査 (検査) 実施年月日	委員 平成23年8月3日
機関・団体 (会 計)	(東京事務所)		事務局 平成23年7月14日から 平成23年7月15日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

指示事項

東京事務所と本庁間とのデジタル専用回線の利用にあたっては、昭和61年度契約当初に 比較見積り書を徴取し、その後現在に至るまで、比較見積り書を徴取することなく、同一業 者と随意契約を繰り返し行っている。デジタル専用回線の必要性も含め、今後の契約方法を 検討するべきである。

指示事項の内容等

契約内容	日本通信ネットワーク株式会社回線サービスの利用
契約金額	月額166,950円(年間2,003,400円)
契約期間	平成22年4月1日~平成23年3月31日
契約先	日本通信ネットワーク株式会社
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」
比較見積書省略理由	大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号 「特定の者でなければ履行できないもの」

1 東京事務所と本庁間との電話・ファックス等の通信にあたっては、通信費の軽減と効率化を目的として、民間事業者と契約のうえ当該事業者のデジタル専用回線を利用している。東京事務所では、昭和61年度に複数の通信事業者から見積り書を徴取し日本通信ネットワーク株式会社と契約しているが、その後、現在に至るまで同一業者と随意契約を繰り返し、比較見積書の徴取もしていない。大阪府財務規則第62条では、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」となっており、昭和61年度に比較見積書を徴取していることから考えても、比較見積書を徴取出来ないわけではない。

また、同契約の随意契約理由では、「前年度までの同社のサービス提供が誠実に履行されている」ことを挙げているが、過去の履行が適切に実施されているのは契約に基づく当然の義務であり、同社との随意契約理由にはなり得ない。

2 本件は、昭和61年度より日本通信ネットワーク株式会社のデジタル専用回線を使用して おり、新規業者と契約した場合、新たな回線接続工事費用が必要となる。しかし、当初複数 の事業者から見積書を徴取してから、25年以上が経過しており、他社の回線接続工事費用 を含めても廉価な見積書が出てくる可能性もある。

現在、東京事務所ではIT推進課が庁内イントラネットの回線を設置している。また、防災行政無線も利用できる状況にある。近年、電話・FAXの接続・利用方法も多種多様であり、今後の専用回線のあり方も含め、より効率的・合理的な方法を早急に検討すべきである。

○ 社会保険料預り金の滞留について

監査(検査)	大阪府総務部	監査 (検	委 員 平成 23 年8月3日
対 機関・団体 (会計)	(税務室税政課)		事務局 平成 23 年6月 21 日から 平成 23 年8月5日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳 入

指摘事項

社会保険料の本人負担分の預り金について、適切に処理を行っていなかったために、歳入歳出外現金に滞留しているものがあった。

指摘事項の内容等

1 概要

- (1) 大阪府(以下「府」という。)では、社会保険料の控除について、当該月分を翌月末に納付するため、月額報酬で通年雇用している非常勤職員については、雇用初月には控除せず、退職月に2ヶ月分をまとめて控除する方式を採用している。
- (2) 税政課で採用している非常勤職員であって1月末に急遽退職した者について、給与支給後であったことから社会保険料を2ヶ月分控除することができなかったため、府が本人負担分の社会保険料を一度立て替える形で支出し、後日、本人から社会保険料を歳入歳出外現金で受け入れている事例があった(金額:29,632円)。

2 問題点

(1) 本人が退職してから府が社会保険料を納付するまでに1 ヶ月の時間があったが、税政課が本人に納付書を送付したのは退職月の翌月の2 月24日であり、結果として本人から府への社会保険料の振り込みは納付期日に間に合わなかった。

速やかに事務処理を行うべきであったと考えられる。

(2) 府が本人負担分の社会保険料を立て替え払いした後に、本人から社会保険料相当が府に振り込まれ、府は歳入歳出外現金としてこれを受領している。しかしその後、歳入歳出外現金として受け入れた当該現金を収入するための事務処理がなされず、監査日である7月8日時点においても歳入歳出外現金に受け入れたままとなっていた。

平成22年度中に受け入れた現金であることから、出納整理期間内に収入事務を行うべきであったと考えられる。

(3) なお、当該事項については、監査指摘後に過年度収入として適切に処理されているが、今後このようなことがないよう留意されたい。

○ 普通財産の無償貸付について

監査(検		FL * (10	委 員	平成23年8月3日
査)対象機関・団体(会計)	大阪府総務部 (財産活用課)	監 査 (検 査) 実施年月日	事務局	平成 23 年6月 21 日から 平成 23 年8月5日まで
処理区分	指摘事項	事務区分		財産

指摘事項

普通財産の無償貸付であって平成 22 年度末に契約更改となったものについて、貸付料の減免の根拠が不明瞭であるのに、従前どおり5カ年の長期の無償貸付で契約更改していたものがあった。

指摘事項の内容等

- 1 普通財産の無償貸付の状況
 - (1) 過去3年間の推移

財産活用課では、有償貸付を含め普通財産の可能な限りの有効活用を促進しているが、いまなお若干の無償貸付が存在している。なお、過去3年間の普通財産の無償貸付件数の推移は下記のとおりである。

無償貸付	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	28件	4件	4件
数 量 (平方メート ル)	8, 513. 84	392. 51	392.51

(2) 無償貸付契約の更新

上記のうち、淀川右岸水防事務組合(以下、「事務組合」と略す。)に対する水防倉庫の底地の無償貸付1件、81.66平方メートルにつき、平成18年度に5カ年の長期で無償貸付契約を結んでおり、平成22年度末で契約更改となった。これについて、有償貸付に契約変更するか、近い将来有償貸付が可能となるようせめて単年度の契約に変更すべきであったところ、従前どおり5カ年の長期の無償貸付で契約を更改していた。

稟議書を確認したところ、無償貸付の根拠は、大阪府公有財産規則第36条第2号「府の事務又は事業と密接な関連を有する公共的団体において知事が特に公共性が高いと認める用途に供するとき」にあたるという判断に基づいていた。

2 課題

貸付料の減免については、平成23年3月の総務部長通知「使用料及び貸付料の減免について」により、本来府が実施すべきと考えられる事務事業については、府の行政計画等に府が実施すべき事業として具体的な事業名称・内容の記載が求められているところである。この点については、行政計画に記載する方向で検討中であるということであるが、現時点では、関連する行政計画を閲覧したものの、同事務組合の同事業のみが無償貸付の対象となるような明確な記載は認められなかった。

府の財産のより有効な活用を促進し、また、府の厳しい財政も勘案し、普通財産の無償貸付については減免の根拠を明確にするとともに、特に慎重な判断をすべきである。

財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例

(普通財産の貸付け等)

第四条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に 必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。

大阪府公有財産規則

(無償貸付けの基準)

- 第三十六条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交換条例第四条第一項又は第二項の規定により、無償で貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させることができる。この場合において、府の負担金等が生じる場合は、これに相当する額を当該財産を借り受ける者に負担させるものとする。
- 一 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公園、緑地、ため池、火葬場、墓地、ごみ処理施設等の用に供するとき。
- 二 府の事務又は事業と密接な関連を有する公共的団体において知事が特に公共性が高いと 認める用途に供するとき。
- 三 前二号に準ずる場合であって、知事が公益上特に必要があると認めるとき。

使用料及び貸付料の減免について(総務部長通知、平成23年3月25日付)

行政財産使用許可(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づくもの)及び普通財産貸付け(地方自治法第238条の5第1項の規定に基づくもの)に係る使用料及び貸付料の減免措置を講じることがやむを得ないと認められる基準(以下「減免基準」という。)のうち、「本来府が実施すべきと考えられる事業を、使用許可等の相手方が行う場合」について、より明確にするため、減免基準を次のとおり定めたので通知する。(中略)

1 減免基準

【基準1】

市町村等の公共団体及び公共的団体が実施する事業の多くが、府の事務事業と関連付ける ことができるものであるが、ここで示す「本来府が実施すべきと考えられる事業」とは、

- (1) 府の行政計画等に府が実施すべき事業として具体的な事業名称・内容の記載があるもの
- (2) 平成13年3月16日付け管財第650号総務部長通知『行政財産の使用許可等に関する取扱い について』において「使用料を免除することができる」と示しているもの

の2点に限定して取り扱うものとする。

○ 契約金額の検証手続について

監査(検査)	I III THE AN THE HEI	監査 (検査) (実施年月日	委員平成23年8月3日
対	大阪府総務部 (庁舎管理課)		事務局 平成23年6月21日から 平成23年8月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

指示事項

エレベータ設備保守契約に係る契約金額の追加について、客観的な検証手続が実施されていないため、見積金額の妥当性を確認することができない。先方から入手した見積書については、業務毎の詳細な内訳明細を要求し、保守点検業務毎の価格の妥当性を検証するなど、契約金額の検証手続きを精緻化すべきである。

また、エレベータ保守点検業務は、現在契約している4社の契約金額を比較考量した検証 も含めて、十分に検証手続きを実施するよう検討されたい。

指示事項の内容等

1 咲洲庁舎のエレベータ設備保守契約

庁舎管理課では、平成22年6月の咲洲庁舎(旧WTCビル)の取得以後、庁舎の設備保全に関する業務を行っている。

咲洲庁舎のエレベータは32台設置されており、それらの製造業者は4社であり、エレベータ 設備保守点検業務も製造業者と関連の深い業者4社へ委託している。

平成22年6月及び7月の2ヶ月間は、建物取得後、新たに契約手続をすることが不可能であったため、旧WTCから引き続き業務を実施している現契約者と随意契約を締結し、平成22年8月以降の契約については、6月に参加意思確認公募方式により契約締結している。

参加意思確認公募方式とは、特定者(現契約者)以外に参加意思表明者がない場合、又は応募要件を満たさない場合は特命随意契約を行い、参加意思表明者があり、応募要件を満たす場合は、特定者と参加意思表明者と見積合せを行う方式である。実際には、4業務とも特定者以外の参加意思表明がなかったため、現契約者と特命随意契約により3年の複数年契約をしている。

保守点検業務委託先	契約金額(千 円)	契約期間
A社	4, 599	H22/6-7
A7L	82, 782	H22/8-H25/7
B社	4, 527	H22/6-7
D TL.	85, 836	H22/8-H25/7
C社	4, 158	H22/6-7
し仕	74, 844	H22/8-H25/7
D社	1, 576	H22/6-7
Dîl.	28, 372	H22/8-H25/7

2 変更した契約金額の検証

上記の契約金額については、旧WTCでの当時の契約額をベースに契約しているが、B社の み追加業務があるため、契約金額の追加が発生している。

(単位:千円)

	旧WTC当時	新規契約額	増額
3年分の委託金額	74, 088	85, 836	11, 748

これについて、契約金額の確認を実施しようとしたところ、次の理由により確認できなかった。

- ・ 先方から入手した見積書が総額のみしかなく、詳細な見積内訳がないこと。
- ・ 設計価額が国交省の示す積算基準に基づくものであり、咲洲庁舎に設置している高層用のエレベータにはなじまないものとなっていること。

3 課題

上記の契約金額の追加内容は、非常用バッテリー、主ロープ、調速ロープ等の取替作業を予定しているというものであるが、契約手続上、契約金額の追加に係る客観的な検証手続きが実施できていなかったため、見積金額の妥当性を確認することができない。

例えば、先方から入手した見積書については、業務毎の詳細な内訳明細を要求し、保守点検 業務毎の価格の妥当性を検証するなど、設計金額については、実態に合った設計金額を算出す るなど、契約金額の検証手続きを精緻化すべきである。

また、エレベータ保守点検業務は、現在契約している4社の契約金額を比較考量した検証も 含めて、十分に検証手続きを実施するよう検討されたい。

○ 非常勤職員の公募制について

監査(検査)		卧 木 (b)	委 員 平成 23 年8月3日
対 対 機関・団体 (会計)	大阪府総務部 (財政課)	監査 (検・査) 実施年月日	事務局 平成 23 年6月 21 日から 平成 23 年8月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分	庶務諸給与

指示事項

非常勤職員の採用手続について確認したところ、公募による応募者を不合格としたうえで公募によらない採用をしていた。これについて、決裁等を閲覧した限りでは、公募によらず採用した者に係る面接記録等の書類は確認できなかった。

非常勤職員は公募制による採用が原則であることから、その方法によらない場合には、適切な採用手続を担保し、不採用とされた者との公平性の観点からは、同じ採点基準で採点したうえで採用を決定する等、客観的な採用の根拠もしくは判断基準等を示すべきである。

指示事項の内容等

- 1 非常勤職員の採用については、本庁業務では平成23年度から、公募制(公共職業安定所を通じて公募する方法)の対象範囲を原則としてすべての非常勤職員に拡大している。
- 2 財政課においても、パソコンデータ入力等の業務について、平成23年度より雇用する非常勤職員について3月7日に公募制による募集を行ったところ、8名の希望者がおり、その全員について3月10日に面接を行った。その結果、その全員が採用基準の合格点に達せず、3月18日に全員不採用とすることを通知した。
- 3 そのうえで、公募によらない方法で、統計課及び秘書課で非常勤職員として勤務し、3月末で雇用が切れる2名の非常勤職員を雇用した。この2名を公募によらず採用した理由は、再度公共職業安定所を通じて公募するには採用予定日である4月1日まで時間的余裕がなかったため、府庁内での非常勤職員として実績のあるものの中からふさわしい人材を確保することとしたものであり、一旦、公募による求人を行ったが採用に至らなかった場合に公募によらず採用することについては人事課にも制度上問題がないことを確認していたとのことであった。
- 4 しかしながら、決裁等を閲覧した限りでは、公募によらず採用した者に係る面接記録等の書類は確認できなかった。この点、公募で不採用とされた者との公平性の観点からは、同じ採点基準で採点したうえで採用を決定する等、客観的な採用の根拠もしくは判断基準等を示すべきであった。
- 5 公募制による採用を原則としながら、応募者全員を不採用とし、その上で公募制によらず採用する手法は、制度改革の趣旨を反故にする虞がある。すべての者に平等な採用機会が与えられるよう、転籍者等についても公募制と同等の評価基準を用いるか、もしくは、公募制によらず採用した根拠もしくは判断基準等を示す必要がある。

○ 債権回収・整理計画について

監査(検		EL * (10	委 員 平成 23 年 8 月 3 日
査)対象機関・団体(会計)	大阪府総務部 (税務室税政課)	監査 (検査) 実施年月日	事務局 平成23年6月21日から 平成23年8月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分	業務

指示事項

現状、債権回収・整理計画上の回収対象債権には、徴収猶予や破産手続中など個別に回収可能性を検討すべきものが含まれている。府民にわかりやすく説明する観点から、債権の実情に応じた記載方法について検討されたい。

指示事項の内容等

1 債権回収・整理計画の策定

平成22年11月に「債権の回収及び整理に関する条例」(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「施行規則」という。)が制定され、債権管理者は毎年、6月1日から翌年5月31日までの計画、並びに10月31日及び5月31日現在における計画の進捗状況を策定し、知事はそれを公表しなければならない(条例第3条、5条、施行規則第2条、第3条)。

具体的には、各部局等におけるとりまとめ担当課が、各所管室課等において作成した債権回収・整理計画を部局等ごとに取りまとめ、以下のような債権の性格(公債権(強制徴収及び非強制徴収)、私債権(貸付金及び貸付金以外)の4区分)ごとに集計した債権回収・整理計画を、総括表に記入の上、税務室税政課債権特別回収・整理グループまで提出することとなっている。

なお、税務室税政課債権特別回収整理グループによる管理は3年間と時限的であり、その後 は所管部局においてそれぞれ管理していくこととなる。

区分	公債	私信	責権	
定義	公法上の原因(処分)に	私法上の原因((主に契約) に基	
			づいて発生する	責権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債	貸金	貸付金以外
時効	5年(地方自治法第236	5年(地方自治法第236	1年~10年(民	法第167条、商法
	条第1項、第2項)	条第1項、第2項)	第522条 等)	
性	地方税の滞納処分の例	地方税の滞納処分の例	府(行政庁)と府	民が対等な立場
	によるもの	によらないもの	で契約するもの	
	個々の法令により強制	個々の法令で強制徴収	主に行政庁と相手方が両当事者	
	徴収手続が規定されて	手続が規定されていな	の合意に基づいて発生する債権	
	いる債権(裁判所の手	い債権(裁判所の手続	(強制徴収には裁判所の手が必	
	続が不要))	が必要))	要)	
例示	道路占用料、河川占用	公園緑地使用料、庁舎		小企業高度化資
	料、港湾施設利用料、	施設使用料、高等学校	金・母子寡婦福	祉資金 など)、
	放置違反金、児童保護	等使用料(授業)、生		救命救急センタ
	費保護者負担金 など	活保護費返還金 など	一診療料 など	

2 債権分類の状況

(1) 条例等に基づく債権分類

同条例及び施行規則に基づき、対象債権の状況に応じて各所管室課が管理している債権を「回収対象債権」及び「整理対象債権」に仕分けし、いずれにも仕訳困難な債権については、回収対象債権に分類している。

回収対象債権は、「債権の保全又は取立てをすべき債権」、整理対象債権は、「債権の内容の変更又は消滅をすべき債権」である。

具体的には以下のような債権がそれぞれに分類される。

債権区分	具体例
回収対象 債権	a 催告の継続 b 滞納処分(強制徴収公債権に限る。) c 訴訟手続及び強制執行手続(非強制徴収公債権及び私債権に限る。) d その他(徴収猶予、換価の猶予、破産手続への対応等)
整理対象債権	以下の a ~ d 、 i の対応を予定し、又は e ~ h の事由が生じている債権 (
	・ 消滅時効期間が経過した次のア〜ウの事由のある私債権 ア 無財産、イ 生活困窮、ウ 所在及び財産不明(第2項)

(2) 上記分類に基づく実際の集計

条例等に基づいて回収対象債権及び整理対象債権に分類するにしても、いずれにも明確に 分類しがたい債権(仕分困難債権)のように、回収可能性に関して一定の検討が必要な債権 が回収対象債権に混在している状況にある。

一方、私債権である貸付金の場合、大阪府財務諸表作成基準に定められている貸倒引当金の算定基礎である債権分類(債務者の弁済能力を評価し、一般債権、貸倒懸念債権及び破産・更生債権等、3分類したもの)を前提に回収対象債権及び整理対象債権に分類していることから、貸倒懸念債権については、一債権を両者へ分割して分類集計している。

また、各種債権には、一定の事由が存在する場合は、納付等の免除の規定があり、これに該当する場合は、税債権などの強制徴収公債権以外は整理対象債権に分類されるのにもかか

わらず、回収対象債権に分類されているなど、所属における混乱も見受けられる。 3 指示事項の内容 現状、債権回収・整理計画上の回収対象債権には、徴収猶予や破産手続中など個別に回収 可能性を検討すべきものが含まれている。府民にわかりやすく説明する観点から、債権の実情 に応じた記載方法について検討されたい。 なお、税務室税政課では、債権を集中的に管理する期間は限られていることから、各部局に おける債権回収・整理計画の策定及びその実行に際しての支援を通じて、税務室における債権 管理のノウハウを各部局の状況に応じて活かせるよう、今後も適時適切な対応が望まれる。 - 196 -

○ 債権回収・整理計画について

監査(検査)	大阪府総務部	監 査 (検 · 査) 実施年月日	委員平成23年8月3日
対 数 機関・団体 (会計)	(契約局総務委託物品課·建設 工事課)		事務局 平成23年6月21日から 平成23年8月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分	業務

指示事項

平成 22 年度の債権回収・整理計画について、回収対象債権に整理対象債権とすべきものが含まれているにもかかわらず、すべて回収対象債権とし、その目標回収率を 100%としていた。

大阪府の新公会計制度においては、債権回収・整理計画の債権分類に基づき、引当金の算定がされることから、正確な債権分類ができるよう留意が必要である。計画策定時点において、十分な調査を行って債権の状況を正確に把握し、回収対象債権と整理対象債権を明確に区分し、目標回収額を適正に設定されたい。

指示事項の内容等

- 1 債権回収・整理計画
 - (1) 制度の概要

大阪府では、債権管理の強化の取り組みとして、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」を策定し、平成22年11月より施行している。これによれば、知事は、毎年、債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画(以下「債権回収・整理計画」という。)を策定しなければならない(条例第3条)。

各所属では、当該条例に基づき、滞納債権を債権の種類ごとに回収対象債権と整理対象債権に仕分けを行い、それぞれの処理目標を定めた「平成22年度債権回収・整理計画」を策定している。

(2) 契約局建設工事契約課及び委託物品契約課の債権回収・整理計画

建設工事契約課及び委託物品契約課の「平成22年度債権回収・整理計画」における債権額と回収目標は次のとおりである。いずれも回収対象債権として分類されている。

(平成22年6月1日現在)

	債権額 (件)	目標回収額(件数)	目標回収率
建設工事契約課	24,411千円(12件)	24,411千円(12件)	100%
委託物品契約課	4,693千円(1件)	4,693千円(1件)	100%
計	29, 104千円(13件)	29, 104千円(13件)	100%

(3) 上記回収対象債権のなかには、整理対象債権とすべきものや、所在地が不明等の事由により回収可能性に疑義があるものが含まれていた。その主な内容は次のとおりである。

	債権の発生理由	金額	整理対象債権とすべき理由
1	工事請負契約付締結に係る違約金	16,067千円	会社更生法の更生計画が平成 21 年 9 月に 認可され、このうち 14,160 千円が回収不 能。
2	工事請負契約付締結に係る 違約金	618千円	平成21年3月落札後、連絡不能となり、 同年5月に届出の住所に所在確認に行っ たところ、すでに看板もなく、業者との 接触もできなかった。
3	仕様書と異なる印刷物納品 による損害金	4,692千円	平成23年4月に破産廃止決定により全額回収不能。

2 問題の所在

上記のとおり、計画策定時点ですでに会社更生法の更生計画が認可決定されているため整理 対象債権とすべきものや、所在が不明で回収できないことが明らかであるものが含まれている にもかかわらず、すべて回収対象債権とされており、目標回収額を債権額と同額とし、目標回 収率を100%とする回収目標が実態と乖離している。

3 改善の方向性

大阪府の新公会計制度においては、債権回収・整理計画の債権分類に基づき、引当金の算定がされることから、正確な債権分類ができるよう留意が必要である。計画策定時点において、十分な調査を行って債権の状況を正確に把握し、回収対象債権と整理対象債権を明確に区分し、目標回収額を適切に設定されたい。

○ 検査手続に係る内部統制について

監査(検査)	大阪村総務部 (初知民建設工事調)	監 査 (検 査) 実施年月日	委 員	平成23年	8月3日
対 対 機関・団体 (会計)			事務局		至6月 21 日から 至8月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分		業	務

指示事項

工事検査の際のチェックリストは保存されておらず、また、検査後の不具合が生じた際の経緯がわかる書類は残されていない。内部統制上、検査員が実施した検査の結果であるチェックリストは検査調書として保管し、また、引渡し後の不具合により、請負業者と協議するような場合には、正確性を期すため書面を作成するなど、適切な検査が実施されているかの証跡を残すよう改めるべきである。

指示事項の内容等

1 現状

平成22年度の教育委員会の入札案件の一部を任意に抽出し、その内容を検討したところ、工事完了日が平成22年8月31日、当該検査日が同年9月9日であるにもかかわらず、請求書の日付が平成23年2月21日となっている案件が1件あった(大阪府立懐風館高等学校体育館耐震改修工事)。

請求書の発行の時期が大幅に遅れた原因について契約局に質問したところ、教育委員会によって実施された検査では、当該工事内容については、特に問題はないと判断していた。

しかし、教育委員会が引渡しを受けた後、一部工事個所に不具合が生じ、教育委員会と請 負業者が協議をしたところ、瑕疵であるとの判断のもと修補を行うこととなったため、請負 業者は当該修補が終了するまで代金の請求を差し控えていた。

当該案件に関する経緯の詳細について、教育委員会に確認した結果、下記の回答を得た。

(1) 検査の方法

工事の完了に係る検査は、教育委員会における指定検査員が契約局の検査マニュアルに 沿ってチェックリストを活用しながら検査を行なった後、検査調書を作成した。その後、 検査の際に利用したチェックリストは保存されていなかった。

なお、検査の際、不具合があった場合には、検査現場で請負業者立会のもと不具合を確認し、修補の必要の有無を判断し、検査員から請負業者へ指示を行うこととされている。

(2) 引渡し後の瑕疵の修補

引渡し後の瑕疵の修補に関する教育委員会と請負業者との協議は、口頭で行われており、記録は残っていない。

2 課題

上記で確認した事案について、調査結果であるチェックリストを廃棄しているため、確認 の証跡が残っておらず、網羅的に検査を実施していたかどうかについて確認できない。

また、引渡し後、不具合があった場合、教育委員会が請負業者と協議を行っているが、先方との協議内容については書面に残していないため、その内容はわからない状況である。一般的に工事の不具合があった場合、先方との協議内容及び修補内容等を書面に残していないと請負業者との間で当該修補内容等に関して齟齬が生じる要因になると考えられる。

以上のことから、内部統制上、検査員が実施した検査の結果であるチェックリストは検査調書として保管し、また、引渡し後の不具合により、請負業者と協議するような場合には、

	と期すため書 である。	面を作成するなど、	、適切な検査が実施されているかの証跡を	残すよう改

○ 決裁遅延について

監査(検査)		監査(検査)実施年月日	委 員 平成23年8月26日
対 機関・団体 (会 計)			事務局 平成23年7月11日から 平成23年8月3日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳 出

指摘事項

物品購入の経費支出手続において、納品までに経費支出伺の起案及び決裁がなされていない事案があった。昨年度においても同様の指摘をしたにもかかわらず、十分な改善が見られない。今後はこのようなことのないよう必要な措置を講じられたい。

指摘事項の内容等

- 1 平成22年度の監査において、府民文化部私学・大学課における物品購入等に係る支出負担行為を確認したところ、指定物品「大学ランキング2010年版」及び「第四次改訂版 逐条解説 宗教法人法」の購入について、物品の納品後に経費支出伺の起案・決裁が行われているものがあり、これらは、大阪府財務規則第39条第2項に反するものであり、今後このようなことのないよう十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じるよう指摘事項とした。
- 2 しかしながら、本年度の監査においても、平成22年度の指摘事項と同様の物品の購入に当たり、納品までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

内		容	指定物品「平成22年度全国大学一覧」の購入について
納	品	日	平成22年8月9日
起	案	日	平成22年8月2日(実際の起案日は平成22年8月19日)
決	裁	日	平成22年8月2日(実際の決済日は平成22年8月23日)
施	行	日	平成22年9月2日(実際の施行日は平成22年9月6日)
経費支出額		出額	4, 500円

- (注) 行政文書管理システムでは、任意の日を起案日として設定できるが、実際に起案を行った日は「履歴」としてシステム内に記録される仕組みになっている。 「起案日」欄の()内は「履歴」に記録された実際の起案日。
- 3 本件については、部としてのコンプライアンスに対する姿勢、組織としての内部統制のあり方、意思形成過程のあり方にも関わる基本的な課題であり、部として改善に取組む必要がある。

このようなことが、なおも繰り返し発生する状況について、その原因の究明と、防止のための策を早急に講じるべきである。

(参考)

〇地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

○大阪府財務規則

(支出負担行為)

- 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。
- 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

○ 管外旅費の支給事務について

監査 (検査) 対 象 機関・団体 (会計)	大阪府府民文化部 (私学・大学課)	監 査 (検 査) 実施年月日	委 員 平成23年8月26日
			事務局 平成23年7月11日から 平成23年8月3日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

管外旅費支給事務について確認したところ、昨年度の監査で注意喚起したにもかかわらず、精算の起案を怠っているものや遅れて行われているものがあった。

指摘事項の内容等

1 私学・大学課における管外出張に係る旅費の支給事務について確認したところ、22年度の管外 出張件数38件のうち、精算起案を怠っているものが21件、30日を過ぎて精算起案を行ったものが 16件もあった。

精算起案を行っていない件数	21件
6か月後に精算起案を行った件数	5件
5か月後に精算起案を行った件数	1件
3か月後に精算起案を行った件数	3件
2か月後に精算起案を行った件数	3件
1~2か月後に精算起案を行った件数	4件

- 2 大阪府財務規則第47条において、支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払いを受けた者に精算させなければならないとしている。
- 3 昨年度の監査において、精算起案を怠ることのないよう注意喚起したところであるが、平成22 年度も不適正な処理が繰り返されていた。

本件については、速やかに是正措置を講ずるとともに、今後、このようなことのないよう職員の業務管理及び旅費支給事務のチェック体制の強化を含め再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)

(概算払の精算)

第47条 支出命令者は、概算払いをしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払いを受けた者に精算させなければならない。

大阪府行政文書管理規程(平成14年大阪府訓令第39号)

(起案)

第13条 行政文書の起案は、行政文書管理システムを利用する方法により行われなければならない。

○ 管外旅費の支給事務について

監査 (検査) 対 象 機関・団体 (会計)	大阪府府民文化部 (都市魅力創造局文化課)	監 査 (検 査) 実施年月日	委 員 平成23年8月26日
			事務局 平成23年7月11日から 平成23年8月3日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

管外旅費の支給事務において、往路は新幹線を利用できたにもかかわらず、誤って往復航空機を利用する経路で支出したため、旅費が過払いとなっているとともに、航空賃の支払いを証明するに足る資料の添付のないものがあった。

指摘事項の内容等

1 管外出張において航空運賃が支給される場合は、「職員の旅費に関する条例の運用について」により、「当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる場合は支給できるものとする。」と定められている。

また、職員の旅費に関する条例には「航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による」と規定されており、平成18年9月11日付け人企第1558号総務部長通知により、航空賃を含む旅費の支出については、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付が必要となっている。

2 都市魅力創造局文化課A職員は、平成22年11月5日14時から17時15分まで宮城県庁で開催される「第21回主要都道府県文化行政主管課長会議」に出席するため仙台市へ出張したが、往路は航空機を利用しなくても会議に間に合うにもかかわらず、往復航空機を利用する経路で旅費が概算払いされ、支出命令と同額で精算されていたが、現に支払った額を証する領収書等の添付がなかった。

	金額	備考
既支給額	64, 500 円	普通運賃で支給
本来支給額	54, 140 円	往路は新幹線のぞみ等利用、復路は航空機(普通運賃)で 試算

3 本件については、速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、 適正な事務の執行に努められたい。 (参考)

職員の旅費に関する条例

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

職員の旅費に関する条例の運用について

第8条関係

1 条例第15条に規定する航空運賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる場合は支給できるものとする。

旅費事務の手引

○ 航空機利用地域(平成11年3月31日付け職員第454号)

航空機を利用するものと する地域(公務上の必要 又は天災その他やむをな い事情がある場合を除	北海道、沖縄県、宮崎県、鹿児島県
⟨ ,)	
航空機を利用することができる地域(旅行日数を減ずる場合に限る。)	青森県、岩手県、宮城県(仙台市以遠の地域に限る。)、秋田県、山形県、新潟県(新潟市以遠の地域に限る。)、愛媛県(松山市以遠の地域に限る。)、高知県(高知以遠の地域に限る。市)、長崎県及び熊本県(熊本市以遠の地域に限る。)

「旅費の支給について」の一部改正について(平成18年9月11日人企第1558号総務部長通知) 航空運賃については、(略) より割引率の高い割引航空券等を利用した場合は、当該 額により旅費を計算することとし、(略)

これに伴い、航空賃を含む旅費の支出については、支出命令伺に支払いを証明するに足る 資料の添付が必要となりますので、ご留意ください。 (略)

監査(検査)	大阪府福祉部	卧木(松木)	委 員	平成23年	7月29日
対象機関・団 体 (会計)	(障がい福祉室)	監査(検査) 実施年月日	事務局		6月 13 日から 7月7日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分		歳	出

指摘事項

委託契約の経費支出手続において、検査調書に別表として一覧表が添付され、複数の事業が一括で記載されており、検査調書が個別に作成されていないものがあった。

また、これらの契約のうち、一つの委託事業者に複数の概算払の事業を委託しているものについて、委託事業者から提出された概算払の精算書には、複数の事業に係る人件費等の支出費目が一括で記載されており、事業ごとの経費の内訳が不明確となっていた。

さらに、検査調書には、これらの委託契約の履行確認に当たって、概算払の精算内容の確認が債務金額の確定の書類(証拠書類等)に基づいて行われたのかといった検査の状況や、検査書類、検査方法などが個別・具体的に記載されていないため、検査員がどのような調査をしたのか事後的・客観的に確認できない状態となっていた。

指摘事項の内容等

1 福祉部障がい福祉室では、障がい児等療育支援事業を委託事業として実施しており、その実施要綱において、専門集団療育事業の外5つの事業内容が定められている。

これらのうち「専門集団療育事業(うち、親子療育教室(ポニーの学校)及び難聴乳幼児教室(ぴょんぴょん教室))」、「障がい児外来相談支援事業」及び「施設支援指導事業」については、委託料の支払方法が概算払となっており、35の実施機関(委託先)と契約している。

事業の実施機関(委託先)である社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会及び社会福祉法人大阪 府肢体不自由者協会に対しては、専門集団療育事業のうち親子療育教室(ポニーの学校)及び 難聴乳幼児教室(ぴょんぴょん教室)の外に複数の障がい児等療育支援事業を委託している。

2 委託契約の履行確認の際に使用する検査調書については、契約ごとに作成した上で、事業ご との支出内容について、検査員がどのような調査をしたのか事後的・客観的に確認できるよう 検査書類や検査方法などを精算の状況も含めて個別・具体的に記載する必要がある。

また、委託契約の経費支出手続において、複数の事業を同一事業者に概算払で支出している場合は、事業ごとにどれだけの経費の支出があったのかを把握するため、事業別に精算内容を確認できるようにし、その精算に当たっては、債務金額の確定の書類(証拠書類等)に基づき適正に行うとともに、精算の状況を明らかにする必要がある。

3 専門集団療育事業のうち概算払分について、検査調書に別表として一覧表が添付され、複数 の事業が一括で記載されており、検査調書が個別に作成されていなかった。

また、これらの契約のうち、一つの委託事業者に複数の概算払の事業を委託しているものについて、委託事業者から提出された概算払の精算書には、複数の事業に係る人件費等の支出費目が一括で記載されており、事業ごとの経費の内訳が不明確となっていた。

さらに、検査調書には、これらの委託契約の履行確認に当たって、概算払の精算内容の確認 が債務金額の確定の書類(証拠書類等)に基づいて行われたのかといった検査の状況や、検査 書類、検査方法などが個別・具体的に記載されていないため、検査員がどのような調査をした のか事後的・客観的に確認できない状態となっていた。

4 今後は、このようなことがないよう適正な精算事務、検査・確認事務の執行に努められたい。

(参考)

【地方自治法】 (契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は 物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政 令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確 認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法)

- 第百六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、 指示その他の方法によって行なわなければならない。
- 2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

【大阪府財務規則】 (検査)

第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2 第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。

【検査調書(財務規則様式第36号)における検査内容の記載方法について(平成18年10月2日)】 (検査方法)

契約に係る検査は、契約の履行が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、 仕様書、内訳書、設計書、図面等の関係書類に基づき確認する方法などにより行う。

(検査内容欄に記載すべき事項)

検査内容欄は検査員がどのような検査をしたのかを事後的・客観的に確認できるよう、検査 書類、検査方法など、下記を参考に、具体的に記載すること。

ただし、契約の内容や必要性に応じ、記載事項については適宜、変更すること。

- ・検査場所(現地で検査を行っている場合は、その名称)
- ・検査書類(検査すべき書類のチェックリスト等を作成している場合は、別途添付すること)
- ・給付の内容が、契約書や仕様書などに記載されている目的、品質、規格、数量などの条件ど おりに完了しているかを具体的な検査事項や数値を列挙しながら、検査手順に沿って記載
- ・その他特記すべき事項

【大阪府財務規則】 (概算払の精算)

第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概 算払を受けた者に精算させなければならない。

【大阪府財務規則の運用】 (第 47 条関係)

1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。

なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略する ことができるものとする。

【会計事務の留意点】

事例11 精算が適正にされていない。

概算払いの精算は、精算報告書及び証拠書類等に基づき適正に行うとともに、精算状況を明らかにしておきましょう。 (財務規則第47条)

○ 委託契約の支出事務手続きについて

監査(検査)	大阪府健康医療部	監太(於太)	委 員 平成23年7月27日		7月27日
対象機関・団体 (会計)	(保健医療室健康づくり課)	監查(検査) 実施年月日	事務局		6月 17 日から 6月 24 日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分		歳	出

指摘事項

業務委託契約について、委託事業の終了後に履行確認が適切に行われておらず、また、概算払いにより支出したにもかかわらず、精算が行われていないものがあった。

指摘事項の内容等

1 健康医療部保健医療室健康づくり課では、生活習慣病予防対策の一環として悪性新生物患者 登録統計及び成人病死亡統計の作成・分析業務を地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立 成人病センターに委託している。

【契約内容】

(1) 委託事業名 衛生行政基礎資料作成業務委託

(2) 委託先 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター

(3) 契約期間 平成22年4月1日~平成23年3月31日

(4) 契約金額 1,893,000円(5) 支出方法 概算払い

2 委託契約を締結した場合には、相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり 適正に行われているかどうかを検査によって契約の履行を確認しなければならないとされてい る。

しかしながら、健康づくり課は、本件委託業務の終了後、検査調書を作成することにより契約の履行を確認する必要があったが、検査調書を作成しておらず、委託内容が適正に履行されたかどうか確認していなかった。

- 3 また、上記委託業務の支出手続きを確認したところ、健康づくり課は受託者から概算払いの 請求を受け、平成22年6月1日に契約金額の全額を概算払いにより支出している。 概算払いにより経費を支出したときは、受託者から報告を受け精算書を作成することにより 精算行為を行う必要があるが、健康づくり課ではその精算行為が行われていなかった。
- 4 今後は、このようなことのないよう十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

大阪府財務規則

(検査)

第69条 契約局長は、次の各号に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。

(1)(2) 略

2 · 3 略

4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

大阪府財務規則

(概算払の精算)

第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、 概算払を受けた者に精算させなければならない。

○ 通勤手当の支給事務について

監査(検査)対象	大阪府商工労働部	監査(検査)	委 員 平成23年8月24日
機関・団体(会計)	(雇用推進室労政課)	実施年月日	事務局 平成23年6月14日から 平成23年8月1日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

通勤手当の支給事務について、病気休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。

指摘事項の内容等

- 1 雇用推進室雇用対策課の通勤手当の支給状況について確認したところ、A職員について、 平成22年4月に6箇月分の通勤手当の支給を受けたが、同年4月5日から同月30日まで病気 休暇を取得し、同月1日から4日までは週休日又は年次休暇取得日であり、また、同年5月 6日から同月31日まで病気休暇を取得し、同月1日から5日までは週休日又は休日であるた め、同年4月分及び5月分については勤務実態がなく支給要件が消滅していた。
- 2 しかしながら、当該手当について戻入処理が行われなかったため、下記のとおり過払いと なっていた。

	期間	既 支 給 額	再計算による 正 支 給 額	過払支給額
A職員	平成22年4月及び5月	157, 910円	112, 590円	45, 320円

3 本件については、速やかに戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことの ないよう十分注意されたい。

(参考)

○ 職員の通勤手当に関する規則

第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から 末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当 は支給しない。この場合において、当該月を含む支給対象期間に係る通勤手当に関し必要 な事項は、人事委員会が定める。

.....

○ 大阪労働大学講座について

監査(検査) 対 象	大阪府商工労働部	監査(検査)	委 員 平成23年8月24日
機関・団体(会計)	(雇用推進室労政課)	実施年月日	事務局 平成23年6月14日から 平成23年8月1日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	業務

指示事項

大阪労働大学講座においては、以下の事項につき検証の上、事業のあり方について見直しされたい。

- (1) 昭和28年度から大阪府と大阪市等により協議会を組織して実施してきた事業であるが、事業開始時から60年近くが経過し、労働問題を取り巻く環境の変化や受講者に占める企業の人事労務担当者と労働組合員の割合が低下していること、普及啓発事業と位置付けながら実際には人材育成事業となっていること及び今では大阪府単独の事業となっていることを踏まえ、事業のあり方について検証する必要がある。
- (2) 事業開始当初は任意団体である協議会を組織して実施してきたことを踏まえれば、 受講料は私の契約関係により徴収してきたものと解され、そのまま大阪府単独の事業 として実施されるに至っても引き継がれているが、大阪府の事業の実施方法として適 当か検証が必要である。

また、平成15年度からは、(財)大阪労働協会に事業を委託するとともに、受講者確保への努力を促すため、受講料収入の多寡によらず委託料の変更をしない取扱いとなっているが、その妥当性についても検証が必要である。

指示事項の内容等

1 大阪労働大学講座の事業実施の経過について

大阪労働大学講座は、労働組合員や企業の人事労務担当者等に対し、労働に関する法律・労働経済・労働福祉について、体系的に学ぶことのできる高度かつ実践的な労働教育の場として、また、法制度等の普及啓発を行う事業として、昭和28年度より実施されている。

事業実施の経過は以下のとおり

昭和28年~ 大阪府、労働省、大阪市の三者共催により大阪労働大学講座運営諮問協議会を設置し事業を実施。

昭和36年~ 主催者に日本労働協会(現:労働政策研究・研修機構)が加わる。(~平成 15年)

平成14年~ 厚生労働省が主催から後援に。

平成15年~ 実施事務を(財)大阪労働協会に委託。

平成21年~ 大阪府の単独実施となる。

市場化テストにより委託先を公募。(財)大阪労働協会の1者のみ応募。

2 大阪労働大学講座の概要(平成22年度の事業実施状況)

対 象 労働組合員又は企業の労務担当者等

内 容 前期…講義形式による労働法、労働経済、労働福祉の基礎知識の習得 後期…前期終了者を対象にゼミ形式でより高度な専門知識を培う

回 数 前期…22回 ※うち9回は一般聴講可能 後期…20回×2コース

定 員 前期…120名程度、後期…40名程度

受講料 前期18,000円、前期団体36,000円、後期25,000円、聴講(1回)2,000円

※ 昭和28年から平成22年までの受講者は8,482人、12団体、修了者は、3,422人に上

る。

3 大阪労働大学講座の受講料

当該講座の受講者に対しては、協議会が設置されている頃から受講料を徴しており、府の単独実施となった平成21年度以降も同様の状況である。この受講料は、講師謝礼、会場使用料、テキスト作成費などの事務費に充てられることとなっている。又、後期については、別途書籍代が必要となる。

平成15年度以降の受講料単価の状況は下記のとおり。

年度		受講料単価	(単位	: 円)
十尺	前期	前期団体	後期	聴講
15	20, 000	-	15, 000	-
16	22, 000	1	17, 000	-
17	22, 000	-	17, 000	-
18	22, 000	-	17, 000	1, 500
19	22, 000	44, 000	17, 000	1, 500
20	15, 000	30, 000	24, 000	2, 000
21	18, 000	36, 000	25, 000	2, 000
22	18, 000	36, 000	25, 000	2, 000

この受講料にかかる収入は、講座運営事業の受託者である(財)大阪労働協会の収入となっており、受講料収入の多寡によらず委託料の変更をしない取扱いとなっている。

平成22年度においては、府からの委託費4,050,000円と受講料収入等3,423,030円により講座の運営を行っている。

4 前期講座受講者の状況(受講料の負担者による) 過去5年間の状況は以下のとおりである。

年度	受講者数	企	業	労働約	組合	本人:	負担
十段	又再有奴	人数	比率	人数	比率	人数	比率
19	118 人	62 人	53%	8人	7%	48 人	41%
20	133 人	57 人	43%	22 人	17%	54 人	41%
21	141 人	42 人	30%	12 人	9%	87 人	62%
22	121 人	29 人	24%	11 人	9%	81 人	67%
23	126 人	36 人	29%	2 人	2%	88 人	70%

受講料の負担者の内訳から見ると、以前は、企業の人事労務担当者や労働組合員が中心であったが、近年、本人負担により参加する者が増加しており、そのうち社会保険労務士が受講する例も見受けられる。平成22年度前期個人受講者121人のうち20人、平成23年度前期個人受講者126人のうち29人が社会保険労務士となっている。

5 課題

(1) 昭和28年から大阪府と大阪市等により協議会を組織して実施してきた事業であるが、事業開始時から60年近くが経過し、労働問題を取り巻く環境の変化や受講者に占める企業の人事労務担当者と労働組合員の割合が低下していること、普及啓発事業と位置付けながら

実際には人材育成事業となっていること及び今では大阪府単独の事業となっていることを 踏まえ、事業のあり方について検証する必要がある。	Ē
(2) 事業開始当初は任意団体である協議会を組織して実施してきたことを踏まえれば、受請料は私の契約関係により徴収してきたものと解され、そのまま大阪府単独の事業として実施されるに至っても引き継がれているが、大阪府の事業の実施方法として適当か検証が必	尾
要である。 また、平成15年度からは、(財)大阪労働協会に事業を委託するとともに、受講者確保への努力を促すため、受講料収入の多寡によらず委託料の変更をしない取扱いとなっているが、その妥当性についても検証が必要である。	_

○ 随意契約における下請について

監査 (検査)	大阪府環境農林水産部	監査(検査)	委員 平成23年8月5日	
対 機関・団体 (会計)	(環境管理室)	実施年月日	事務局 平成 23 年6月 15 日から 平成 23 年7月 15 日まで	
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳出	

指摘事項

委託業務(2号随意契約)において、契約書に再委託等の禁止条項を入れなかったため、 下請業者の業務内容に関して文書による通知を受けていなかった。

業務実績状況が記載された報告書の提出者として、下請業者が連名で記載されていたものの、下請業者の業務内容が専門的な業務ではないことを確認した文書が残されておらず、2号随意契約を締結することの妥当性を確認できなかった。

指摘事項の内容等

1 大阪府森之宮天然ガス充填スタンド圧縮機等定期整備検査業務は、2号随意契約によりA社に委託されている。その契約内容・随意契約理由は次のとおりである。

契約期間	平成23年3月5日から同月7日まで
契約金額	2, 135, 417円
業務内容	圧縮機点検・調整業務 圧縮機周辺部位の点検・調整業務
2号随意契約締結 の理由(概要)	圧縮機、蓄ガス器等の施設の整備業務は、特殊機器である圧縮機の構造等に関する専門知識、整備の実施に当たっての高度な技術水準はもとより、天然ガス充填スタンドに関する豊富な業務実施の経験が必要であり、 1. 高圧ガス保安法及び一般高圧ガス保安規則、容器保安規則を熟知していること 2. 高圧ガス製造のためのガス圧縮機、蓄ガス器及びディスペンサー等の急速充填スタンド用の特殊機器の専門的知識及び補修技術を有していること 3. 天然ガス急速充填スタンドの運営管理業務の豊富な実績があること 4. 施設の経年劣化に対応することができる十分な知識と経験を有していることが必要となる。 さらに、本施設は、圧縮機等を製造するメーカーが限定される中で、在外法人であるC社製の圧縮機、蓄ガス器を導入していることから、施設内容に精通し、部品調達、ノウハウなどの条件を考慮したうえで、委託業者について検討したところ、C社の日本法人であり、同社の圧縮機等の設備の保守点検等を一手に引き受けているA社以外にはない。
報告の提出	業務実績状況を契約期間の終了後10日までに以下の内容の報告書を1部提出 ア 圧縮機整備検査結果 イ 各種部品交換及び整備状況

- 2 本件の契約締結に当たり、再委託等の禁止に関する条項が記載されていない委託契約書により契約を締結していた。
- 3 実際の業務では、A社のほか、下請業者としてB社が業務を実施したが、府は文書による下請業者の業務内容に関する通知を受けていなかった。また、再委託に関する府の承認が文書では確認できない。
- 4 契約方法が2号随意契約である以上、受託業者であるA社の専門性を評価して契約締結に至ったはずであり、B社が委託業務にどのように関与していたかは重要確認事項である。しかしながら、この確認結果が文書としては無く、当該契約が2号随意契約であるための透明性が確保されているとは言い難く、府民に対する説明責任が果たせていない。
- 5 本件については、再委託等の禁止に関する条項が記載されていない委託契約書により契約を

締結したため、下請負の業務内容の把握とそれに基づく承認が正式に文書によってなされておらず、2号随意契約であるための透明性に関して説明責任が果たせていない不適正な事務執行であり、必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

地方自治法

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は せり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

- 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、 次に掲げる場合とする。
 - (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工 又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争 入札に適しないものをするとき。

大阪府財務規則の運用

第62条関係

- 1 随意契約によることができる場合は、令第167条の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する.

- ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。

大阪府随意契約ガイドライン

3 随意契約ができる場合 (運用第62条関係第1項各号の解釈)

第2号(令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、府が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

契約の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次の場合が該当する。

- ア 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- <u>イ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定され</u> ているとき又は特殊の技術を必要とするとき。
- ウ試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- エ 府の行為を秘密にする必要があるとき。
- オ 外国で契約を締結するとき。
- カ国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき。
- キ 学術又は技芸の保護奨励のため、試験、研究等を行う者に対し必要な物件を売り払

い、又は貸し付けるとき。

- ク 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- ケ運送又は保管をさせるとき。
- コ 公債、債権又は株券の買入れ又は売り払いをするとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。ただし、競争ないし比較競技により契約相手方を選定する方法は、許されると解する。

○ 通勤手当の支給事務について

監査(検査)	大阪府環境農林水産部	監査(検査)	委員 平成 23 年8月5日
対 機関・団体 (会計)		事務局 平成 23 年6月 15 日から 平成 23 年7月 15 日まで	
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

通勤手当の支給事務について、病気休暇、産前休暇等により勤務実態がない期間があった にもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。

指摘事項の内容等

- 1 環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課のA職員は、平成22年10月に6か月分の通勤手当の支給を受けたが、同年11月19日から平成23年2月14日まで特別休暇、年次休暇、病気休暇を週休日を挟んで取得し、引き続き同月15日から産前休暇を取得したことにより、通勤手当の支給については、平成22年12月分から平成23年3月分までは、勤務実態がなく支給要件が消滅していた。
- 2 しかしながら、当該手当について再計算による戻入処理が行われなかったため、下記のとおり過払いとなっていた。

期間	既 支 給 額	再計算による 正 支 給 額	過払支給額
平成 22 年1 0 月~ 平成 23 年3月	55, 140円	20, 720円	34, 420円

3 本件については、速やかに戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努められたい。

(参考)

○ 職員の通勤手当に関する規則

第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。

.....

監 査 (検 査) 対 象	大阪府環境農林水産部	監査(検査)	委 員 平成 23 年8月5日
機関・団体(会計)	(みどり・都市環境室)	実施年月日	事務局 平成 23 年6月 15 日から 平成 23 年7月 15 日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	歳 出

指示事項

大阪版カーボン・オフセット制度オフセット・クレジット仲介機関設置運営の委託業務において、契約時の積算内容と実績との間に大幅な乖離があったにもかかわらず、詳細な原因調査が実施されず、積算額と同額で精算されていた。

委託業務は本来、府が実施する業務を外部に発注するものであるため、発注者責任として、積算内容と実績との間に大幅な乖離があった場合には検査で詳細な原因調査をするとともに、当該原因調査結果を検査書類として残しておくべきである。

指示事項の内容等

1 大阪版カーボン・オフセット制度(中小企業者の省エネルギー対策によるオフセット・クレジットの創出支援及びクレジットの売り手と買い手(大規模事業者等)をマッチングすることを目的とする制度)におけるオフセット・クレジット仲介機関設置運営業務を府の指定出資法人である財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)に委託しており、その契約時の積算内容及び実際の精算内容は下表のとおりである。

	契約時 積算内容	実績内容	精算内容
直接人件費 () は業務にかかる人日	1,192,600円 (41人日を想定)	7,732,830円 (実績210人日)	(※2) 1,192,600円
直接経費	422, 500円	440, 591円	440, 591円
諸経費 (直接人件費×1)	1, 192, 600円	(※1) 7,732,830円	1, 192, 600円
技術経費 ((直接人件費+諸経費)×0.2) 以内	477, 040円	(※1) 3,093,132円	458, 209円
値引き	△740		
消費税等	164, 200円	949, 969円	164, 200円
合計	3, 448, 200円	19, 949, 352円	3,448,200円

^{※1} 実績の諸経費及び技術経費は予算策定時と同じ計算式で算出している。

- 2 表のとおり、当該業務の主たる費用である直接人件費の実績が、積算金額の約6.5倍、人日ベースでも5倍以上となっている。諸経費や技術経費の実績内容については発注者側で把握していないが、契約時の積算と同じ計算式で算出すれば実績が積算時に比べ16,501千円も増加したことになる。
- 3 しかし、実際の委託料精算は積算金額と同額で実施されている。直接人件費の積算と実績が乖離したことについて、検査に係る資料を確認したところ、「実績額が見積り額を超過しているため請求額は見積額とした。(人件費については、マッチング手数料にて補充する計画であった)」と記載されているのみで、その乖離原因を調査した根拠は見当たらず、監査のヒアリングでも確認できなかった。
 - (注)マッチング手数料とは、省エネ対策を実施してクレジットを得た売り手と、クレジットの買い手をマッチングした場合に仲介機関が得られる手数料をいう。

^{※2} 積算と実績との間で最も乖離があったが、積算額で精算されている。

4 仮に、最初から人件費が7,000千円以上かかることを想定しており、かつ、マッチング手数料を獲得する目標を立てていたのであれば、その内容をそのまま積算時点で把握しておくことも可能であったと考える。たとえば以下のような積算が考えられる。

	契約時
	積算内容
直接人件費	7, 700, 000円
() は業務にかかる人日	(210人日を想定)
上記の内、マッチング手数料で	△6, 507, 400円
充当する額	
差引、負担人件費	1, 192, 600円
直接経費	422, 500円
諸経費	1. 192. 600 ⊟
(負担人件費×1)	1, 192, 000]
技術経費	477.040⊟
((負担人件費+諸経費)×0.2)	477,040
値引き	△740
消費税等	164, 200円
合計	3, 448, 200円

- 5 本件において積算内容と実績が乖離した原因については、詳細な確認を行い、かつ、検査において確認したことを示す証拠を残しておくべきである。実績と全く乖離する積算は意味をなさず、契約時に将来要素を完全に予測することは不可能であるとしても、予算と実績の乖離を検討、検証することにより、今後の予算・積算根拠に正しいデータを提供する必要がある。また、積算は一方的に発注者が行うものであるため、公平性の観点から、当初積算された作業で契約目的が果たされない場合は、金額を変更するか、目的物を変更するか、あるいはその組み合わせなど、当事者双方に公平な選択の余地がなければならない。
- 6 大阪版カーボン・オフセット制度は当初平成21年度から平成23年度までの立ち上がりの3年間、運営経費とマッチング手数料収入との差額相当額を府が運営委託費として支出し、平成24年度以降の運営経費は全額をクレジットの売り手と買い手のマッチングが成功した場合の手数料収入によって賄うこととされていたが、平成21年度及び平成22年度のマッチング実績は無かった。このため、平成23年度予算においては、委託事業としての予算要求額2,209千円に対して、査定額はゼロとなった。

一方で、府の支出の算定方法をマッチング実績に応じたものに見直し、平成**23**年度において、マッチングしたクレジット1トンあたり**100**円、補助上限を**2**,**070**千円とした補助金が支出されることとなった。

7 大阪版カーボン・オフセット制度オフセット・クレジット仲介機関設置運営の委託業務に おいて、契約時の積算内容と実績との間に大幅な乖離があったにもかかわらず、詳細な原因 調査が実施されず、積算額と同額で精算されていた。

委託業務は本来、府が実施する業務を外部に発注するものであるため、発注者責任として、積算内容と実績との間に大幅な乖離があった場合には検査で詳細な原因調査をするとともに、当該原因調査結果を検査書類として残しておくべきである。

○ 通勤手当の認定事務の誤りについて

監査(検査) 対 象			委員	平成23年8月5日
機関・団体 (会 計)	查) 実施年月日	事務局	平成23年6月21日から 平成23年7月12日まで	
処理区分	指摘事項	事務区分		庶務諸給与

指摘事項

通勤手当の認定事務において、最寄り駅の選択を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

指摘事項の内容等

1 大阪府都市整備部交通道路室のA職員については、自宅から鉄道を利用しており、最寄駅 として甲駅から利用する経路を申請し、同経路で認定された。

しかし、自宅から徒歩による距離が1キロメートル未満の範囲に乙駅があり、しかも甲駅から鉄道を利用するより短時間かつ安価で勤務地に到着できるため、乙駅を最寄り駅として通勤経路を認定すべきである。

2 本事案については、認定時に通勤所要時間について、本来、乙駅から勤務地までを検討するところ、自宅からの検討としたことにより、最寄駅の選択を誤ったものであり、下記のとおり過払いが生じた。

[経路の比較]

(A) E L L L L L L L L L L L L L L L L L L					
	自宅-(徒歩:342m)-甲駅-(地下鉄)-丙駅(他線乗り換え)-(地下鉄)-名				
既認定	四丁目-(徒歩)-勤務地				
			1か月所要額	9, 110円	
経路	所要時間※	14分	3か月所要額	25, 970円	
			6か月所要額	49, 200円	
	自宅-(徒歩:557m)-乙駅-(地下鉄)-谷町四丁目-(徒歩)-勤務地				
正規			1か月所要額	8,040円	
経 路	所時間※	11分	3か月所要額	22, 920円	
			6か月所要額	43, 420円	

※ 所要時間は最寄駅からの時間を記載。

過払支給期間	既 支 給 額	正支給額	過払支給額
平成22年6月~平成22年9月	35, 080円	30,960円	4, 120円
平成22年10月~平成23年3月	49, 200円	43, 420円	5, 780円
計	84, 280円	74, 380円	9, 900円

3 本件については、速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努められたい。

職員の通勤手当に関する規則

(運賃等相当額の算出の基準)

第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

給与事務の手引

- 16. 通勤手当確認及び決定事務
 - ○留意点
 - 5 確認及び決定の基準
 - (1) 運賃相当額の算出
 - ウ 算出基準

最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による。

正当な事由のある場合を除き、往路と復路は、同一の通勤の経路及び方法によるものでなければならない。

(注)(ウ) 平成16年4月1日から住居より徒歩で1kmの範囲に複数の鉄道駅がある場合、もっとも近い駅でない駅から鉄道に乗車した方が通勤時間の短縮が図れる駅を最寄駅とすることができる。この場合の通勤時間は鉄道駅から勤務公署までの時間とする。ただし、システムにより通勤時間の短縮を図れることを確認し、その内容をプリントアウトし、決裁権者に提出すること。

○ 通勤手当の事後確認の手続について

	監査 (検査) 対 象 機関・団体 (会計)	大阪府都市整備部 (都市整備総務課、 事業管理室、公園課)	監査(検査)	委員 平成23年8月5日
			実施年月日	事務局 平成23年6月21日から 平成23年7月12日まで
	処理区分	指 摘 事 項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

都市整備総務課、事業管理室及び公園課における通勤の実情に関する事後確認において、乗車区間が記載されていないICカード定期券を使用している職員から使用履歴の提出を受けていない事例があり、実際の乗車区間を確認していなかった。

なお、都市整備総務課及び事業管理室において、各職員の定期券等の現物を所属長が閲覧するのみであり、所属長が何を閲覧したのかの記録が残っていないことから、今後は事後確認が適切に行われたかどうかを客観的に確認できるような方法を検討されたい。

指摘事項の内容等

- 1 府は「職員の通勤手当に関する規則」第22条に基づき、定期券等の提示を求め通勤認定通り通勤していることを確認する業務(以下、「事後確認」という。)を実施している。
- 2 都市整備総務課、事業管理室及び公園課における事後確認において、乗車区間が記載されていないICカード定期券(以下、「ICカード等」という。)を各職員が使用している場合、所属長はICカード等の現物を閲覧しているが、定期利用区間については各職員から口頭で報告させるのみであり、実際にどの区間で乗車しているのかを使用履歴により確認していなかった。なお、ICカード等を使用している職員は、都市整備総務課、事業管理室及び公園課において、それぞれ13人(所属通勤認定職員数は29人)、17人(同51人)、9人(同23人)である。
- 3 なお、都市整備総務課及び事業管理室の事後確認においては、各職員の定期券等の現物を所属長が閲覧するのみであり、定期券等の写しを保管していないため、各所属長が何を閲覧したのかを客観的に確認することが困難となっている。

事後確認を実施することは規則で規定されているが、事後確認の具体的な確認方法あるいは確認結果の記録方法については明文化されておらず、各室課に委ねられている。そのため、通勤の実情に関する事後確認が、室課によっては客観的には判別しがたい方法によって実施されている。

現物の確認による場合であっても、実際にいつ、誰が、どのような方法で確認したかを記録に残しておく必要があると考えられる。都市整備部内の都市整備総務課及び事業管理室以外の室課の中には、事後確認の際、定期券等の写しを提出させ、確認した証跡を残した上で、当該写しを保管する方法を採用している室課があったが、このような方法であれば事後確認の実施状況を客観的に確認することができると考えられる。

4 上記2について、今後はこのようなことのないよう、適正な事務の執行に努めるとともにチェック体制の 強化を図られたい。また、上記3について、事後確認が適切に行われたかどうかを客観的に確認できる ような方法を検討されたい。

《参考》

○職員の給与に関する条例

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。(以下略)

○職員の通勤手当に関する規則

(事後の確認)

第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

○ 業務委託の検査に関する不適切な事例について

監査 (検査) 対 象	大阪府港湾局	監査(検査)実施年月日	委員	平成23年8月5日
機 関 ・ 団 体 (会 計)			事務局	平成 23 年7月 11 日から 平成 23 年7月 13 日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分		歳出

指摘事項

港湾局が委託した業務において、委託先が提出した業務報告書によれば契約書で定められた通りに業務を実施していないと考えられるにもかかわらず、検査に合格したとして支出が行われている事例があった。

指摘事項の内容等

1 府が「工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において」、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(中略)をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と定められている(地方自治法第234条の2第1項)。

検査は、「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(中略)に基づいて行わなければならない」 (地方自治法施行令第**167**条の**15**第2項)。

2 港湾局において、以下のように、委託先が契約書で定められた通りに業務を実施していないと考えられるにもかかわらず、支出が行われた事例があった。

木材コンビナート地区臨港道路他の不法投棄防止及び清掃業務(契約期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、契約金額:2,384,992円)のうち、巡回業務の検査にあたって府の検査担当者は、委託先が提出する業務報告書を通査し、契約書通りの業務が実施されているかどうかを確認することにしている。

巡回業務は契約書上1日2~3回実施することになっているが、委託先が提出した業務報告書を確認したところ、平成22年度において1日に1回しか実施していない日が5日間あった(平成22年8月13日、8月20日、11月11日、11月24日、12月30日)。

平成22年8月、11月、12月の巡回業務に関して、上記のように契約書通りの業務が実施されていないと考えられるにもかかわらず、検査に合格したとして支出が行われていた。

3 本件について再調査を実施するとともに、適切な措置を講じられたい。また、今後、再発防止のために 適正な事務の執行に努めるとともにチェック体制の強化を図られたい。 (参考)

地方自治法第234条の2(契約の履行の確保)

第1項 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令第167条の15(監督又は検査の方法)

第1項 地方自治法第**234**条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

第2項 地方自治法第**234**条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

監 査 (検 査) 対 象	大阪府港湾局	監査 (検査) 実 施 年 月 日	委 員	平成23年8月5日
機 関 · 団 体 (会 計)	八败灯径得问		事務局	平成 23 年7月 11 日から 平成 23 年7月 13 日まで
処理区分	指摘事項	事務区分		歳出

指摘事項

工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則 として直ちに検査調書を作成しなければならない。しかしながら、港湾局が委託した業務に おいて、以下のとおり検査調書の作成に関する不適切な事例があった。

- (1) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例
- (2) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が「契約書及び仕様書等に記載された業務の履行の完了を確認」という定型文のみで具体性を欠く事例

指摘事項の内容等

1 府が「工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合において」、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(中略)をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と定められている(地方自治法第**234**条の2第1項)。

検査は、「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(中略)に基づいて行わなければならない」 (地方自治法施行令第**167**条の**15**第2項)。

検査をしたときは、原則として「直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない」(大阪府財務規則第69条第4項)。ただし、契約代金が150万円以下の契約や、光熱水道費等の契約の場合は、検査調書を作成せず代替的な方法によることができる(大阪府財務規則第69条第4項)。

検査調書の「検査内容」の欄には「後日、どのような検査をしたか確認できるよう、検査書類、検査方法等を具体的に記載する」(大阪府財務規則様式第**36**号備考1)こととなっている。

- 2 港湾局において、以下のように、検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例があった。
- (1) 港湾局が発注した、泉州海岸水門等遠隔監視制御設備点検整備業務(契約期間:平成22年12月 14日から平成23年3月18日まで、契約金額:12,180,000円)は、契約金額と業務内容からみて、検査 調書の作成が必要である。

この業務の検査を実施した際、検査担当職員は検査調書を作成しているが、「検査内容」欄への記載がなかった。

- (2) 港湾局が発注した、泉州海岸岸和田水門電気設備点検整備業務(契約期間:平成21年6月5日から平成23年10月31日まで、契約金額:34,125,000円)は、契約金額と業務内容からみて、検査調書の作成が必要である。
 - この業務の部分検査を実施した際、検査担当職員は「検査調書(部分検査)」を作成しているが、「検査内容」欄への記載がなかった。
- (3) 港湾局が発注した夕凪地区埠頭設備基本設計等業務委託(契約期間:平成22年12月20日から平成23年3月25日まで、契約金額:13,965,000円)は、契約金額と業務内容からみて、検査調書の作成が必要である。

この業務の検査を実施した際、検査担当職員は「検査調書」を作成しているが、「検査内容」欄への記載がなかった。

(4) 港湾局が発注した堺泉北外気象観測機器点検整備業務(契約期間:平成22年6月30日から平成23年3月18日まで、契約金額:682,500円)について、検査担当職員は検査調書を作成しているが、「検査内容」欄への記載がなかった。

なお、この業務は契約金額が**150**万円以下であり検査調書の作成以外の方法によることも可能であったが、検査調書を作成する以上「検査内容」欄への記載は必須である。

3 港湾局において、以下のように、検査調書を作成しているものの、「検査内容」欄に「契約書及び仕様書等に記載された業務の履行の完了を確認」と記載されている事例が多数あった。

大阪府財務規則の様式第36号には「検査内容の欄には、後日、どのような検査をしたか確認できるよう、検査書類、検査方法等を具体的に記載する」と規定されている。

上記の「契約書及び仕様書等に記載された業務の履行の完了を確認」という定型文では、どのような検査をしたかを後日確認することができないと考えられるため、「検査内容」欄に記載する内容として不適当であると考えられる。

4 今後、再発防止のために適正な事務の執行に努めるとともにチェック体制の強化を図られたい。

(参考)

地方自治法第234条の2(契約の履行の確保)

第1項 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令第167条の15(監督又は検査の方法)

第1項 地方自治法第**234**条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

第2項 地方自治法第**234**条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

大阪府財務規則第69条(檢查)

第4項 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項 の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

大阪府財務規則 様式第36号(検査調書)

備考1 検査内容の欄には、後日、どのような検査をしたか確認できるよう、検査書類、検査方法等を具体的に記載すること。また、チェックリスト等を用いて検査をした場合は、これらを添付すること。

○ 業務委託契約書の記載事項の不備について

監 査 (検 査) 対 象	大阪府港湾局	監査(検査)実施年月日	委員	平成23年8月5日
機 関 · 団 体 (会 計)			事務局	平成23年7月11日から 平成23年7月13日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分		歳出

指摘事項

港湾局が委託した清掃業務等の業務委託契約書において、以下のとおり業務対象範囲や業務を実施すべき日などを明確に定義できていない事例があった。

- (1) 業務対象範囲を示す別紙図面が契約書冊子に綴られていない事例
- (2) 契約書に添付した別紙図面における業務対象範囲の記載に誤りがある事例
- (3) 業務を実施すべき日を明確に定義できていない事例

指摘事項の内容等

- 1 港湾局が委託先との間で締結した清掃業務等の業務委託契約書において、以下のような事例があった。
 - (1) 木材コンビナート地区臨港道路他の不法投棄防止及び清掃業務(契約期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、契約金額:2,384,992円)の契約書冊子内の仕様書では、清掃業務・巡回業務の範囲は「維持管理業務実施基準表」で定義することとされている。「維持管理業務実施基準表」において対象施設欄には「臨港道路他」と記載され、対象面積欄には「3,940メートル(63,230平方メートル)別紙図面参照」と記載されている。また、欄外に「本基準表において、防潮堤管理用通路並びに臨港道路は、臨港道路他と表示する」と記載されている。しかし、「別紙図面」は作成されていたものの契約書冊子に綴られていなかった。
 - (2) りんくうマーブルビーチ北・中地区清掃業務委託(契約期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、契約金額:1,696,464円)の契約書冊子内の仕様書では、清掃業務の範囲は「清掃業務実施基準表」で定義することとされている。「清掃業務実施基準表」において対象施設欄には「海浜地」と記載され、「別紙図面」において業務対象範囲が着色されていたが、当業務はりんくうマーブルビーチ北地区の田尻町部分のみが対象であるにもかかわらず、同ビーチの田尻町部分と泉南市部分に着色されていた。
 - (3) 上記(1)の契約書冊子内の仕様書では、巡回・不法投棄防止措置の頻度は「維持管理業務実施 基準表」で定義することとされている。「維持管理業務実施基準表」において巡回・不法投棄防止措 置の頻度は「2~3回/1日」と記載されているのみであり、業務を実施すべき日(例えば平日のみ、 休日も含む、など)を明確にする記載はなかった。
- 2 これらの事例においては、以下の理由により、契約書上、業務の範囲が適切に明文化されているとは言えない状況にあると考えられる。
 - (1) 「別紙図面」が契約書冊子に綴られていなかったため、契約書冊子だけでは清掃業務・巡回業務の範囲について定義できていない状況にある。
 - (2) 「別紙図面」において契約当事者間で合意された対象エリアよりも広い範囲に着色されていたた

め、契約書上の対象エリアと実際の契約内容における対象エリアが相違している。
(3) 委託先は平日(土日と祝祭日、年末年始以外)に業務を実施しているが、契約書に業務を実施すべき日を明確にする記載がないため、業務の実施頻度に問題がないかどうかを判断することができない状況である。

上記の3業務については、業務実施に関して特に問題は発生していない。しかし、契約書の作成力法や記載内容に不十分な点があるため、仮に契約事実について争いが生じた場合、契約書の記載内容を根拠として府としての主張を行うことが困難となる可能性がある。	
3 業務委託契約において、仮に契約事実について委託先との間で争いが生じた場合においても、契約書の記載内容を根拠とできるよう、業務対象範囲や業務を実施すべき日など業務の範囲を契約書において明確に定義するよう努められたい。	

○ 駐車場使用料の滞納対策について

監査(検査)	l ·	監査(検査)実施年月日	委員	平成 23 年7月 27 日
対 機関・団体 (会 計)			事務局	平成 23 年6月 16 日から 平成 23 年7月5日まで
処理区分	指示事項	事務区分		歳 入

指示事項

府営住宅駐車場使用料の滞納対策について、駐車場契約解約済みの債権について回収施策が十分講じられていない。

解約済の滞納債権について、例えば、居住中の債務者に対しては家賃と併せて督促を行う 等、実効性のある回収策を早急に策定し、実施されたい。

指示事項の内容等

1 府営住宅駐車場使用料の滞納に対する督促状況については、契約中の債権については主に収納事務を委託している大阪府住宅供給公社等において督促を実施しているものの、解約済みの債権については強制解約後、一度督促が行われるのみで継続して督促が行われていない。

平成23年7月末時点で解約済みの滞納債権は約67百万円あり、そのうち約3分の2の滞納者が府営住宅に継続して居住中である。

平成22年度までは、府営住宅家賃の収納督促事務と駐車場使用料の収納督促事務を所管する 課が分かれていた。

平成23年度から業務分担を見直し、府営住宅家賃収納等事務と駐車場使用料収納等事務を同一グループで処理することとなり、駐車場使用料の回収については、家賃回収と同時に行うことにより効果が期待されることとなった。

しかし、現在、滞納債権の発生を抑制する施策に注力しており、解約後の債権回収策について、その施策の検討を行っているものの、未だ具体的な施策の実行には至っていない状況である。

2 回収率の向上のためには、滞納を把握してからの迅速な対応が重要であるとともに、解約済 の債権についても継続的な状況把握と督促が重要である。

特に、府営住宅に継続して居住中の債務者に対する債権は、所在が把握されていることから、退去済みの債務者に対する債権に比して、督促は容易であると考えられる。

解約済みの滞納債権については、現在居住中であっても、時の経過とともに退去する等、回収可能性は低くなるのが一般的であるため、例えば、滞納者が府営住宅に居住中である場合、家賃分とともに督促等を行う等、実効性のある回収策を早急に策定し、実施されたい。

○ 引当金の計上について

監 査 (検 査) 対 象	大阪府会計局	監査(検査)	委員 平成 23 年 8 月 10 日
機関・団体(会計)	八灰的云印间	実施年月日	事務局 平成 23 年 7 月 22 日
処理区分	指示事項	事務区分	業務

指示事項

債権回収・整理計画上の回収対象債権には、本来であれば、個別に回収可能性を検討し、引 当金を計上すべきものが含まれており、新公会計制度上、それらの債権のすべてに対して引 当金を計上しないとする方針は、実状に合わず、合理的ではない。よって、回収可能性に疑 義がある債権は、別途集計し、引当金の要否について検討されたい。

また、修学資金貸付金などの免除債権に対する引当金については、その全額、あるいは、過去の免除額を基礎とした率で引当計上するにしても、他の債権に対する引当金とは性格を異にするため、内容がわかるように引当金の内訳を別途注記するなど、表示方法について検討されたい。

指示事項の内容等

- 1 引当金の算定対象債権
 - (1) 債権回収・整理計画上の債権分類との関係

平成22年11月に「債権の回収及び整理に関する条例」(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「施行規則」という。)が制定され、債権管理者は、毎年6月1日から翌年5月31日までの計画、並びに10月31日及び5月31日現在における計画の進捗状況を策定し、知事はそれを公表しなければならないこととなった(条例第3条、5条、施行規則第2条、第3条)。

平成23年度から新公会計制度が導入され、開始貸借対照表を作成するにあたり、債権に係る引当金は、当該条例及び同施行規則に基づき作成された債権回収・整理計画における債権分類をふまえて、以下のように算定することとしている。

ア 不納欠損引当金の場合

	平成 23 年度債回収 ・整理画を策定す る収入未済額	回収対象債権	引当金を計上しない
平成22年度		整理対象債	整理対象債権の全額
収入未済額	平成23年度債権回収・整理計画を策	個人府民税等	不納欠損実績率による算定 、又は、個別の基準による 算定
	定しない収入未済 額	寄附金、調定誤り 等	引当金を計上しない

イ 貸倒引当金の場合

	寸	体貸付金(※1)	債権評価に基づく算定、又 は、個別の基準による算定
平成22年度末 貸付金残高	多数債務者貸付金	平成23年度債権回収・整理 計画の整理対象債権の債務 者に係貸金残高	当該債務者に係る 貸付金残高の全額
	與刊並 (※2)	その他の者に係る 貸付金残高	貸倒実績率による算定、又 は、個別の基準による算定

- ※1 出資法人、市町村など特定の団体に対する貸付金
- ※2 多数の相手(主に個人)に対する同種の貸付金(福祉資金貸付金、修学資金貸付金 など)

(2) 条例等に基づく債権分類

同条例及び施行規則に基づき、対象債権の状況に応じて各所管室課が管理している債権を「回収対象債権」及び「整理対象債権」に仕分けし、いずれにも仕訳困難な債権については、回収対象債権に分類している。

回収対象債権は、「債権の保全又は取立てをすべき債権」、整理対象債権は「債権の内容の変更又は消滅をすべき債権」である。

具体的には以下のような債権がそれぞれに分類される。

建松 豆八	日井瓜			
債権区分	具体例			
回収対象	a 催告の継続			
債権	b 滞納処分(強制徴収公債権に限る。)			
	c 訴訟手続及び強制執行手続(非強制徴収公債権及び私債権に限る。)			
	d その他(徴収猶予、換価の猶予、破産手続への対応等)			
整理対象	以下のa~d、iの対応を予定し、又はe~hの事由が生じている債権			
債権	(≒最終的に不納欠損の整理を予定する債権)。			
	なお、以下のb滞納処分の停止及びe~hは、現行の不納欠損事由であ			
	る。			
	a 調査の継続			
	b 滞納処分の停止(強制徴収公債権に限る。)			
	徴収停止(非強制徴収公債権及び私債権に限る。)			
	c 免除(非強制徴収公債権及び私債権に限る。)			
	d 債権の放棄(地方自治法第96条第1項第10号(※)			
	e 消滅時効の完成			
	f 法人の清算結了			
	g 納入義務者が死亡し、限定承認があったとき			
	h 法令(破産法第253条第1項等)の規定により、責任を免れたとき。			
	i その他 (履行延期の特約等)			
	1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
	 ※ 次の要件を満たす場合、議会の議決が必要となる(条例第6条)。			
	・徴収停止後、次のア又はイの事由が3年継続した非強制徴収公債権及			
	で、「「大松信権(第1項)」とは「い事由から中枢がした。「大松門は収益損権及」			
	ア 無財産(事業休止又は所在不明に限る)、イ 少額			
	・消滅時効期間が経過した次のア〜ウの事由のある私債権			
	ア 無財産、イ 生活困窮、ウ 所在及び財産不明(第2項)			
	/ 無別座、4 生伯四躬、9 別任及い別座小切(第2項)			

条例等に基づいて回収対象債権及び整理対象債権に分類するにしても、いずれにも明確に分類しがたい債権(仕分困難債権)のように、分割納付となっている債権等、回収可能性に関し

て一定の検討が必要な債権が回収対象債権に混在している状況にある。

また、多数債務者貸付金には、修学資金貸付金など免除する予定の債権が含まれている。これは、大阪府の施策的な観点から債権額の免除を行うものであり、それ以外の債権とは異質のものである。

2 指示事項の内容

現状、債権回収・整理計画上の回収対象債権には、例えば、破産手続の対応を行っているものや、分納扱いにより回収について長期化が見込まれるものなど、本来であれば、個別に回収可能性を検討し、引当金を計上すべきものが含まれており、新公会計制度上、回収対象債権のすべてに対して引当金を計上しないとする方針は、実状に合わず、合理的ではない。よって、債権管理のために債権回収・整理計画を策定し、各所属においてその進捗管理を行うことと、それを引当金の算定資料とすることは区別すべきである。

債権回収・整理計画上の債権分類を参考にするにしても、引当金を計上しないとしている不納欠損引当金の回収対象債権については、回収可能性に疑義がある債権を別途集計させ、引当の要否について検討が必要であることから、引当金の算定について検討されたい。

また、修学資金貸付金などの免除債権に対する引当金については、その債権の全額、あるいは過去の免除額を基礎とした率で引当計上するにしても、他の債権に対する引当金とは性格を異にするため、内容がわかるように引当金の内訳を別途注記するなど、表示方法について検討されたい。

○ 旅費の支給事務について

監査(検査) 対 象	議会事務局	監査(検査)	委員 平成23年7月20日
機関・団体(会計)	(総務課)	実施年月日	事務局 平成23年6月20日から 平成23年6月23日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

海外出張の旅費支給事務において、資金前渡の方法により支出された旅費の精算に必要となる証拠書類が添付されていなかった。

指摘事項の内容等

1 旅費支給の概要

大阪府議会と上海市人民代表大会常務委員会とは、昭和59年度から相互交流を実施し、隔年 ごとに府議会代表団を上海市に派遣している。

平成22年度は第30回大阪府・上海市友好交流促進協議会会談要録に基づき、議会議員10名と議会事務局職員2名が、平成22年7月26日から平成22年7月30日まで中国(上海市、江蘇省南京市、無錫市)に出張した。

この海外出張の旅費支給事務において、支出手続きは支出負担行為即支出命令により資金前渡の方法で支出していた。

旅費支給総額は、2,851,884円であり、その内訳は以下のとおりである。

	航空運賃	宿泊料	その他
府議会議員10名	1, 946, 500円	310,000円	292, 510円
事務局職員2名	139, 300円	41, 334円	46, 022円
上海事務所職員	_	_	37, 634円
通訳者	_		38, 584円
小計	2, 085, 800円	351, 334円	414, 750円
合計		2,851,884円	

※航空運賃:航空運賃、燃油サーチャージ、航空保険料等

※その他 : 国内交通費、現地交通費、日当、外貨交換手数料

2 前渡資金の精算

前渡資金の精算については、財務規則第44条により「資金前渡職員は精算書を調整し、証拠 書類を添えて支出命令者に提出しなければならない。(抜粋)」と規定されている。

また、航空賃を支給する際、職員の旅費に関する条例第15条により「航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。」とされており、このことからも支払を証明するに足る書類(領収書等)の添付が必要である。

3 指摘の内容

本件においては、精算時に旅行者各人に旅費受領の印が押された書類の写しを添付しているだけで、精算に必要となる証拠書類の添付がなかった。

旅行者各人が実際に受領した旅費のうち旅行会社へ支払った金額が判明できない状態にあり、 債務金額を確定する根拠が不明瞭なまま、支出命令伺額と同額で精算されていた。

財務規則に反するものであり、今後、このようなことがないよう十分に注意されたい。

(参考) 職員の旅費に関する条例 第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。 大阪府財務規則 第44条 資金前渡職員は、精算書(様式第31号)を作成し、常時の費用に係るものについては毎 月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものについては資金交付の目的が完了した日 から起算して10日を経過した日までに、証拠書類を添えて支出命令者に提出しなければならな い。ただし、これにより難いときは、別に定めるところにより精算するものとする。

監査(検査) 対	(議事課)		委員 平成23年	7月20日
機関・団体(会計)		(検査) 実施年月日		6月 20 日から 6月 23 日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳	出

指示事項

大阪府議会の会議録作成業務について、議会事務局の業者選定審査基準を満たす速記士を 有することが必要であるとの理由で6社を選定し随意契約を行い、業務を6社に分割発注し ているため、競争性が確保されていなかった。

6 社から徴した見積書は、項目及び金額全てが全社同一内容であり、十分な価格の検証がなされていなかった。

また、契約書についても、各速記業者が担当する会議や業務量等が詳細に記載されておらず、発注者の裁量の余地の多いものとなっている。

会議録作成業務の委託にあたっては、他県議会での入札による業務委託なども踏まえ、より経済的、効果的に行うとともに、公平性及び透明性の確保と府民への説明責任を果たすため、直ちに競争入札に向けた手続きを進められたい。

なお、この会議録については、公文書としての価値が高く、大阪府の貴重図書であることから、電子化を図るなど保管方法の改善について早急に対応協議されたい。

指示事項の内容等

1 背景・現状

議会事務局では、大阪府議会の本会議、常任委員会及び特別委員会における会議録の作成業務を、適切かつ正確度の高い成果品の提出が可能となることを理由に、各会議(本会議、委員会)に精通している速記業者6社と随意契約を行っている。

また、平成20年7月から手書き速記と音声を自動的に文字化する音声認識システムを導入しており、手書き速記の基本料金は、速記士2人配置で1時間当たりの単価が48,000円、音声認識システムの基本料金は、速記士1人配置で1時間当たりの単価は25,200円である。

(※詳細は、別紙「平成22年度実績一覧表」参照)

2 受検機関の対応

議会事務局では正確な会議録の早期発行を図るため、業者の選定審査基準を設定している。

この審査基準は、正確度の高い成果品(正確度99.6%以上)であること、速記検定1級又は 2級取得者で議会の速記経験3年以上であること、府議会会議録の取扱い及び府政を熟知して いることが条件となっている。

これらの審査基準をクリアすることを前提に速記業者の選定を行っているが、この他にも過去の実績、他議会での実績を総合的に判断したところ、業者選定審査基準を満たす速記士を有する速記業者は、大阪近郊において現在6社あるとしている。

また、一つの会議の速記を行うのに速記士2人が必要であり、府議会の場合は4常任委員会を同時開催するため、少なくても8人の速記士が必要としている。

年間300時間を超える委託業務量を単独で履行できる速記業者はいないとし、6社と契約している。

3 課題

府の契約局では、申請業務を「速記」とする入札参加資格者が65社(平成22年度)登録され

ていたが、本契約では6社のうち3社のみが登録業者であった。

議会事務局では会議録作成業務を委託するに当たり、業者選定審査基準を満たしているものとして6社を選定し、業務を6社に分割発注しているため、競争性が確保されていなかった。

6 社から徴した見積書は、項目及び金額全てが全社同一内容であり、十分な価格の検証がな されていなかった。

また、契約書には、速記業者が担当する会議や業務量等が詳細に記載されておらず、発注者の裁量の余地の多いものとなっている。

近年、他県議会では、競争入札方式で会議録作成業務を委託しているところもあり、府と同じ速記業者が受託している事例も複数ある。

一方、音声認識システムの導入等に伴い、手書き速記を廃止する議会も増えており、**24**都道府県議会が平成**22**年度までに廃止している。

会議録作成業務の委託にあたっては、このような状況等を踏まえ、より経済的、効果的に行うとともに、公平性及び透明性の確保と府民への説明責任を果たすため、直ちに競争入札に向けた手続きを進められたい。

なお、この会議録については、公文書としての価値が高く、大阪府の貴重図書であることから、電子化を図るなど保管方法の改善について、議会運営委員会理事会に諮る等、早急に対応協議されたい。

○ 支払遅延について

監査(検査)	大阪府教育委員会事務局	監査(検	委 員 平成23年8月24日
対 機関・団体 (会 計)	(人権教育企画課)	査) 実施年月日	事務局 平成23年5月30日から 平成23年7月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

定期刊行物に係る支出手続について確認したところ、法律に定める期限までに支払が行われていないものが多数存在した。

指摘事項の内容等

- 1 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、契約書において対価の支払の時期を定めない場合には、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払を行うこととされている。
- 2 人権教育企画課が購入している定期刊行物に係る支出手続について確認したところ、下表のとおり、支払請求日から大幅に遅延して支払っているものが多数存在した。これは、業者に負担を負わせるものであり、同法の趣旨を逸脱する不適正な事務処理である。大阪府の順法精神や事務処理体制に対する信頼を失わせかねない事案である。

購入新聞・雑誌	金額 (円)	請求年月日	支払年月日
A新聞(10月~12月分)	11, 775	平成2年12月10日	平成23年5月31日
同 (1月~3月分)	11, 775	平成23年3月11日	平成23年5月31日
B新聞(4月~6月分)	11, 775	平成22年7月7日	平成23年5月31日
同 (7月~9月分)	11, 775	平成22年10月1日	平成23年5月31日
同 (10月~12月分)	11, 775	平成23年1月5日	平成23年5月31日
同 (1月~3月分)	11, 775	平成23年4月1日	平成23年5月31日
C新聞(4月~6月分)	11, 775	平成22年7月1日	平成23年5月31日
同 (7月~9月分)	11, 775	平成22年10月1日	平成23年5月31日
同 (10月~12月分)	11, 775	平成23年1月5日	平成23年5月31日
同 (1月~3月分)	11, 775	平成23年4月1日	平成23年5月31日
D雑誌(4月~3月分)	9, 240	平成23年3月25日	平成23年5月31日
E新聞(4月~3月分)	3, 910	平成23年3月28日	平成23年5月31日
F新聞(4月~3月分)	4, 970	平成23年4月21日	平成23年5月31日
G雑誌(2010 年度分)	4, 410	平成23年3月4日	平成23年5月31日
H雑誌(2010年度分)	6, 300	平成23年3月10日	平成23年5月31日
I 雑誌(2010年度分)	1, 800	平成23年3月31日	平成23年5月31日
J 雑誌(2010年度分)	1, 800	平成23年3月31日	平成23年5月31日
K雑誌(4月~3月分)	6, 000	平成23年3月31日	平成23年5月31日
L雑誌(4月~3月分)	2, 400	平成23年3月31日	平成23年5月31日
M雑誌(2010年度分)	9, 870	平成23年4月8日	平成23年5月31日

3 今後、このようなことのないよう事務処理方法の見直しを行い、十分注意するとともに、 再発防止のための措置を講じられたい。 (参考)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(政府契約の必要的内容事項)

- 第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録を含む。第10条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。
 - (1) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
 - (2) 対価の支払の時期
 - (3) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の 損害金
 - (4) 契約に関する紛争の解決方法

(時期の定の特例)

第10条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(この法律の準用)

第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○ 委託契約事務について

監査(検査)		監査(検	委 員 平成 23 年8月 24 日
対 象 機関・団体 (会計)	大阪府教育委員会 (施設財務課)	査) 実施年月日	事務局 平成23年5月30日から 平成23年7月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

府立学校における自家用電気工作物保安管理業務委託契約の締結に係る事務処理について 確認したところ、合理的な理由がないにもかかわらず、一般競争入札を行わず随意契約により締結していた。

また、当該契約の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。

指摘事項の内容等

1 財務課(平成22年度における組織名称)における委託契約に係る契約手続について確認したところ、一般競争入札を行なわず随意契約を締結しているものがあった。

また、同契約に伴う支出手続について確認したところ、下表のとおり、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

[委託料]

CARDID	
内 容	平成22年度府立学校における自家用電気工作物保安管理業務委託
	仍你女百在来仍女儿
契 期	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
業務実施期間	平成22年4月から各学校で毎月実施
起 案 日	平成22年4月9日
決 裁 日	平成22年5月7日
施 行 日	平成22年5月11日
契約金額	38, 640, 500円

2 本件については、平成15年7月に電気事業法施行規則が改正され、保安管理業務を受託する者となれるのは、個人の電気管理技術者及び経済産業大臣が指定する者だけに限定されていたが、平成16年1月よりその限定がなくなり一般競争入札を実施すべきであったにも関わらず随意契約していた。

また、業務委託の経費手続に際しては、契約に係る組織的な意思決定のため、経費支出伺の 決裁を行った上で契約を締結(支出負担行為)することとしている。この事案については、支 出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないまま、当該行為が実施されてい たことになり、大阪府財務規則第39条に違反するものである。

3 今後は、自家用電気工作物保安管理業務委託については一般競争入札を実施し会計事務の適正化に努められたい。

また、決裁の遅延については、経費支出手続において起案者のみならず決裁関与者を含め十分に注意するとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり 売
 - りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に 掲

げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

電気事業法施行規則(平成15年7月改正)

(主任技術者の選任等)

第52条の2 前条第2項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

- 1 個人事業者(事業を行う個人をいう。)
 - イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。
 - ロ 別に告示する要件に該当していること。
 - ハ 別に告示する機械器具を有していること。
 - 二 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した 値が別に告示する値未満であること。
 - ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - へ 次条第5項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
- 2 法人
 - イ 前条第2項の承認の申請に係る事業場(以下「申請事業場」という。)の保安管理業務に 従事する者(以下「保安業務従事者」という。)が前号イ及びロの要件に該当しているこ と。
 - ロ 別に告示する機械器具を有していること。
 - ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)ご とに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告 示する値未満であること。
 - ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ がないこと。
 - ホ 次条第5項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。
 - へ 次条第5項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から2 年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

○ 住居手当の認定事務について

監査 (検査)	大阪府教育委員会事務局	監査(検	委員 平成23年8月24日	
対 機関・団体 (会計)	人阪府教育安員云事務局 (学校総務サービス課)	査) 実施年月日	•	事務局 平成23年5月30日から 平成23年7月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与	

指摘事項

住居手当の認定事務において、書類不備があるにもかかわらず認定したため、同手当が過払いとなっているものがあった。

指摘事項の内容等

1 門真市立四宮小学校A教員は、親から住居を借り入れ、親子間で賃貸借契約をしているが、住居手当の認定時に借主・貸主双方の住民票を提出しておらず別居の確認ができていなかった。

また、後日貸主が確定申告を行うことになっていたが確定申告が行われていないなど書類不備があるにもかかわらず認定したものである。

	既支給額	正支給額	過払支給 額
平成 22 年 12 月分~	216, 000	0	216,000 円
平成 23 年 7 月分	円	円	

2 本件は、住居手当の認定に際し支給要件を確認するための書類不備であるにも関わらず、 認定が行われており**216**.000円(**27**.000円×8カ月)の過払いが生じたものである。

親子間賃貸契約に基づく住居手当の認定は、一般の賃貸契約の認定以上に支給要件を確認 する書類が必要となり、より厳格な審査を行った上で認定する必要があるため、今後同種の 認定に当たっては十分留意する必要がある。 (職員の住居手当に関する規則第7条)

3 本件については、必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

職員の給与に関する条例

(住居手当)

第13条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

1 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第三号において同じ。)を借り受け、月額1万2千 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払つている職員(府から公舎又は宅舎を 貸与され、使用料を支払つている職員その他の人事委員会規則で定める職員を除く。)

職員の住居手当に関する規則

(届出)

- 第6条 新たに条例第13条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件 を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定めるところにより速やか に任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃 の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第13条の5第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

○ 扶養手当の認定事務について

監査 (検査)	大阪府教育委員会事務局	監査(検	委 員 平成23年8月24日
対 機関・団体 (会計)	人阪府教育安員云事務局 (学校総務サービス課)	査) 実施年月日	事務局 平成23年5月30日から 平成23年7月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

扶養手当の認定事務において、事後の確認を行っていなかったため、扶養手当の受給要件が 消滅したにもかかわらず認定を取り消すことなく支給し、同手当等が過払いとなっているもの があった。

指摘事項の内容等

1 交野市立第二中学校A教員は、平成9年3月から母の扶養手当の認定・支給を受けた。その後、平成9年5月から他の親族が実質的に主たる扶養義務者となっており、A教員の扶養手当の受給要件が消滅したにもかかわらず、認定を取り消すことなく継続して手当の支給がなされており扶養手当等が過払いとなっていた。

期 間 平成18年6月~ 平成23年5月	既 支 給 額
扶 養 手 当	660,000 円
調整(地域)手当	66,000 円
期末手当	166, 691 円
勤 勉 手 当	16,842 円
合 計	909, 533 円

(監査対象 平成22年度分 175,402 円)

2 和泉市立光明台中学校B教員は、平成7年1月から母の扶養手当の認定・支給を受けた。 その後、平成18年1月から他の親族が実質的に主たる扶養義務者となっており、B教員の扶 養手当の受給要件が消滅したにもかかわらず、認定を取り消すことなく継続して手当の支給 がなされており扶養手当等が過払いとなっていた。

期 間 平成 18 年7月~	既 支 給 額
平成23年6月	
扶 養 手 当	357, 000 円
調整(地域)手当	35, 700 円
期末手当	85,063 円
勤 勉 手 当	2, 296 円
合 計	480, 059 円

(監査対象 平成22年度分 95,673 円)

3 扶養手当は、扶養親族で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている者 のある職員に支給することになっている。

本件はそれぞれ平成9年及び18年から支給要件を欠いているにも関わらず長期間状況の確

認が行われていなかった。大阪府は市町村立学校に対して厳格に指導を行う必要がある。

4 本件については、戻入の措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう小中学 校教職員に関係規則等の周知徹底を図るとともに、認定後も適宜確認するなど適正な認定事 務が行われるよう認定者の指導に努められたい。

【参考】

職員の給与に関する条例

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
- 一 配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- 二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 三 60歳以上の父母及び祖父母
- 四 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 身体又は精神に著しい障害のある者

○ 服務の取扱いについて

監査(検査)	大阪府教育委員会	監査(検	委 員 平成23年8月24日
対象機関・団体(会計)	(教育総務企画課、教育振興室、 施設財務課)	査) 実施年月日	事務局 平成 23 年 5 月 30 日から 平成 23 年 7 月 27 日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	庶務諸給与

項 目

服務における事務手続において、健康管理事業の健診事業(一日健診、1泊2日人間ドック)終了後に勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が 免除されているものがあった。

事案の内容等

- 1 職務専念義務の免除
- (1) 府職員には、地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務が課せられており、 法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができるとされてい る。
 - 一日健診及び1泊2日人間ドックの受診については、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号の「厚生に関する計画」の実施に参加する場合に該当する。この承認については、「受診に要する時間又は日(往復の交通手段の時間を含む。)は、申請に応じて服務権限者において判断し、承認されること。また、当該検査結果において、再検査(精密検査)が必要な場合も同様とする」(平成22年3月17日付教委福第1276号)こととなっている。
- (2) 教育企画総務課、教育振興室、施設財務課の職員について確認したところ、下表のとおり、一日健診は終了後に、1泊2日人間ドックは開始前又は終了後に勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたって職務免除申請がされ、所属長によって承認されていた。

所 属	職務専念義務免除の理由	職員人数
教育企画総務課	一日健診	7人
教育企画総務課	1泊2日人間ドック	1人
教育振興室	一日健診(再検査を含む)	26人
教育振興室	1泊2日人間ドック	1人
施設財務課	一日健診	8人

2 これらの件については、是正措置を講じるとともに、今後このようなことのないよう、適正な事務執行に努められたい。

監査 (検査) 対		監査 (検査)	委員 平成一年一月一日
機 関 · 団 体 (会 計)	大阪府立茨木西高等学校	実施年月日	事務局 平成23年5月23日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	財産

指摘事項

行政財産の使用許可事務及びこれに係る使用料の徴収事務において、使用許可対象や納入 義務者の名称を誤って事務処理を行っており、さらに、後に是正の機会があったにもかかわ らず、是正を行っていないものがあった。

指摘事項の内容等

- 1 大阪府立茨木西高等学校の行政財産の使用許可を確認したところ、PTAが設置する公衆電話(1台)のために学校の建物の行政財産使用許可がなされており、その事務の状況は以下のとおりであった。
 - (1) 当該公衆電話に係る行政財産使用許可については、当時のPTA会長が個人名(例:甲野太郎)で行政財産使用許可申請を行い、これに基づき当該個人名で、平成20年2月20日付けで5年間の使用許可がなされていた。
 - (2) その後、平成20年度にPTAの会長が変更されていたが、平成20年2月20日の使用許可時の個人名で行政財産使用許可されたままとなっていた。
 - (3) 本件使用許可に係る行政財産使用料の調定に当たり、平成21年度分使用料(平成21年3月9日に調定)及び平成22年度分使用料(平成22年3月5日に調定)については、納入義務者を「例:大阪府立茨木西高等学校PTA会長乙川花子」のようにその時点の会長名で納入通知書を作成・交付していた。

ところが、平成23年度分使用料(平成23年3月3日に調定)については、納入義務者を「大阪府立茨木西高等学校PTA会長」として個人名を省いた形で納入通知書を作成・交付していた。

- 2 本件については、当初の許可段階から妥当な事務処理を欠いており、また、その後に是正できる機会があったにもかかわらず、誤りを認識しながら事務処理を行っていたものである。
 - (1) 本件公衆電話は、PTAが設置したものであり、個人が設置したものではない。従って、 行政財産使用許可に当たっては、個人名(例:甲野太郎)ではなく、PTAの代表者名 (例:大阪府立茨木西高等学校PTA会長甲野太郎)で申請書を提出させ、行政財産使用許 可を行う必要があった。
 - (2) PTA会長の変更以降は、新たな会長に対して行政財産使用許可を行うこととなる。 上記(1)において適正な名称で使用許可を行っている場合には、会長の変更届を徴する必要があり、本件のように誤った名称で使用許可を行っている場合には、適正な名称(例:大阪府立茨木西高等学校PTA会長乙川花子)で行政財産使用許可申請を行わせた上で使用許可の是正措置を行う必要があった。
 - (3) 平成21年度分の使用料調定以降は、新たな会長名(例:大阪府立茨木西高等学校PTA会長乙川花子)で調定する必要があった。しかしながら、平成23年度分はPTA会長の交代を認識していながら、納入義務者を「大阪府立茨木西高等学校PTA会長」として、誤りを目立たせない方法で納入通知書を作成・交付していた。
- 3 本件については、必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正 な事務の執行に努められたい。

(参 考)

大阪府公有財産規則

(使用許可の申請手続)

第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申 請書(様式第4号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると 認めるときは、この限りでない。

大阪府財務規則

(歳入の調定)

第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、 納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がない かを調査の上調定伺書(様式第20号)を作成し、これを決定しなければならない。

○ 通勤手当の支給事務について

監査 (検査) 対 象	大阪府立交野高等学校	監査(検査)	委員平成一年一月一日	
機関・団体	八八八五人名旧八丁人	実施年月日	事務局 平成23年6月6日	
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与	

指摘事項

通勤手当の支給事務において、事後確認のため定期券等の写しを提出させていたものの、支給内容と通勤実態との整合性の確認が不十分なものがあった。

指摘事項の内容等

1 通勤手当の事後確認

大阪府立交野高等学校における通勤手当の支給事務について確認したところ、同校において は春期と秋期の2度、定期券等の写しを提出させていたが、その確認が不十分なものがあっ た。

- 2 確認が不十分であった事例
- (1) A教諭は、自宅から勤務公署までバス及び鉄道を利用し、バス及び鉄道とも回数券で通勤 する方法・経路の通勤届を提出し、届出どおり認定されている。

	• • • • • • • • • • • •	- 0
認定経路	6 カ月回数券金額	備考
自宅- (徒歩) - X停留所~Y駅	29, 244円	・5,000円のバスカードで認定
		・運賃210円(片道)
		・距離 1.3km
Y駅 ∼ Z駅	36,870円	

(2) 提出された回数券(平成22年4月及び10月分)乗車記録を確認したところ以下のとおりであった。

「回数券裏面の乗車履歴」

11 177 177 7 47 1	. ,									
確認月	交通機関					利	用	目		
平成22年	甲電車	4/2 4	/2	4/5 4/	5 4/	7 4/7	4/8	4/12 4/12	4/14 4/14	4/15
4 月	甲バス	4/14								
要勤務日〔	原則週3日勤	4/2	4/5	4/7	4/8	4/12	4/14	4/15		
務(月・水・木	:)]									

確認月	交通機関				利	用	日			
平成22年	甲電車	9/24 9	/24 9	9/27 9/27	9/30	9/30	10/6 10	6 10	/13 10/1	3 10/14
10月		10/14	10/1	8 10/18	10/19					
	甲バス	10/18								
要勤務日〔	原則週3日勤	9/24	9/27	9/29	9/30	10/4	10/6	10/7	10/13	10/14
務(月・水・木	.)]	10/18	10/1	q						

- (3) 電車の回数券の利用状況に比べて、バスの回数券の乗車記録はほとんどなく、しかも、回数券の事後確認の都度、新規の回数券の写しを提出していた。
- (4) 事務局監査時にバスの乗車記録を確認しようとしたところ、回数券は全部使用した後に廃棄したとのことであり、また、監査当日は現金で乗車したとのことであった。

- 3 通勤手当に関する規則によれば、任命権者は、通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認することとなっているが、上記事案では、バスの通勤の実情を把握しているとは言い難く、通勤手当の額が適正であるかどうかの確認が行われていない。
- 4 以上のように、本件については適正な通勤手当支給のための確認が不十分と認められるので、当該職員の通勤実態を再確認の上、必要な是正措置を講じられたい。

また、今後は府民に対する説明責任を十分に果たせるよう、本件のような事案については 回数券の保管を指示し、随時確認するなど実効ある確認を行い、内部統制が機能する適正な 事務執行に努められたい。

(参考)

職員の通勤手当に関する規則

(事後の確認)

第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条 第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当 該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

○ 服務の取扱いについて

監査 (検査) 対	大阪府立河南高等学校	監査(検査)	委 員 平成一年一月一日
機関・団体(会計)	機		事務局 平成23年5月25日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	庶務諸給与

指摘事項

服務における事務手続において、条例・規則で定める日数を超えて服喪休暇を承認した ものがあった。

指摘事項の内容等

1 職員が親族の喪に服する場合、規定で定める日数以内で必要と認める期間、特別休暇を与える

ことができる。(勤務時間条例第15条第6号、勤務時間規則第10条第7号)

- 2 この休暇の日数の計算は、承認を受けた期間の最初の日から起算し、週休日等を含む連続する期間内となっている。
- 3 大阪府立河南高等学校においては、誤って週休日を除外して日数計算したため、規則で定める日数(3日間)を超えて、5日間休暇を承認しているものがあった。

続 柄 : 配偶者の父母(休暇日数:3日間以内)

休暇承認日 : 平成22年7月23日(金)から27日(火)まで5日間

4 本件については、必要な是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (特別休暇)

- 第15条 任命権者は職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間 の特別休暇を与えることができる。
- 6 前各号に掲げるもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める場合 任命権者が 人事委員会と協議して定める期間
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。
- 6 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間 ※別表第5:「配偶者の父母」は「3日」と規定

3 死亡した者	日数
父母、配偶者、子	7 日
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ 配偶者	

○ 検査の遅延について

監査(検査) 対 象	大阪府立藤井寺工科高等学校	監査(検査) 実施年月日	委 員 平成一年一月一日
機関・団体(会計)	八贼的 丛膝并寸上骨间等子仪 		事務局 平成23年6月17日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳出

指摘事項

委託契約業務に係る検査について確認したところ、法律で定められた期間内に行われてい ないものがあった。

事案の内容等

1 大阪府立藤井寺工科高等学校における委託契約に係る検査について確認したところ、事業完了日から遅延して検査を行っているものがあった。

「委託料〕

[安п代]			
契約内容	校内電線絶縁不良	自動制御実習装置	業務用冷蔵庫の撤
	調査業務	保守点検業務	去及び廃棄業務
契約金額	21,000円	328, 440円	29, 400円
契約年月日	平成23年1月27日	平成23年2月15日	平成22年11月12日
契約期間	平成23年1月27日	平成23年2月15日	平成22年11月12日
	平成23年2月4日	平成23年3月14日	平成22年11月30日
事業完了日	平成23年1月29日	平成23年3月2日	平成22年11月25日
検査日	平成23年2月17日	平成23年3月28日	平成23年3月11日
請求日	平成23年2月16日	平成23年3月28日	平成23年5月25日
支 払 日	平成23年2月22日	平成23年4月1日	平成23年5月31日

- 2 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律では、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から10日以内(工事以外の給付の場合)に行うことと規定されているところ、本件では大幅に検査が遅れている。
- 3 今後は、このようなことのないよう十分に注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(政府契約の必要的内容事項)

- 第4条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)(財務省令で定めるものに限る。)を含む。第十条において同じ。)により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成を省略することができるものについては、この限りでない。
 - (1) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期 (給付の完了の確認又は検査の時期)
- 第5条 前条第1号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事 については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。 (この法律の準用)
- 第14条 この法律(第12条及び前条第2項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○ 承認研修の承認申請について

監査(検査) 対	\$ 大阪府立藤北寺工科,真 等 学校		委員平成一年一月一日	
P23 P24			事務局 平成23年6月17日	
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与	

指摘事項

教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修について、校長による承認が研修実施 後になされているものがあった。

指摘事項の内容等

1 教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修(以下「承認研修」という。)については、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給の扱いとされていることから、府民等から見ても研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、教員等の資質向上に資するものとなるよう、事前の研修計画書や研修終了後の研修報告書の提出等による研修内容の把握・確認を徹底する必要がある。

そのため、教育委員会においては、教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて(平成14年5月20日付け教委職企第78号教育長通達。以下「14年通達」という。)、教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の制度運用について(平成17年9月21日付け教委職企第1529号教育長通知。以下「17年通知」という。)を発出して、各府立学校長に適正な制度運用を求めてきた。

2 大阪府立藤井寺工科高等学校における承認研修の承認状況を確認したところ、全日制課程の 教員Aの承認研修は、以下の表のとおり、校長による承認が研修実施後になされていた。

長期休暇期間中に承認研修を行う場合、教員等は、研修計画書を長期休業期間開始の概ね1 か月前に校長に提出するとともに、事前に研修承認願を校長に提出し、承認を受けなければな らない。

本件については、研修計画書の提出は1か月前になされていたものの、校長(教頭)が研修 の適否について判断を行わないまま教員が自宅研修を行い、研修後に研修承認願の提出・承認 が行われたものである。

[研修の取得状況]

教員	研修承認願		承 認 日	研修実施日	研修場所
				平成 22 年 8 月 3 日	
	1	平成 22 年 8 月 26 日	平成22年8月27日	~	自宅
				平成 22 年 8 月 6 日	
				平成 22 年 8 月 10 日	
_	2	平成 22 年 8 月 26 日	平成22年8月27日	~	自宅
A				平成 22 年 8 月 12 日	
				平成 22 年 8 月 16 日	
	3	平成 22 年 8 月 26 日	平成22年8月27日	~	自宅
				平成 22 年 8 月 18 日	
	4	平成 22 年 8 月 26 日	平成22年8月27日	平成 22 年 8 月 20 日	自宅

[研修の内容]

- ① 教材用のゲームの各場面の背景画像を作成する
- ② FLASHのAction Scriptの基本を理解させるための教材の作成

- ③ ゲームの流れに関する基本を学習させるための教材の作成
- ④ ゲームの流れに関する基本を学習させるための教材の作成
- 3 本件は、適正な承認手続を求める14年通達及び17年通知に反するものである。今後、このようなことのないよう適正に事務を執行されたい。

(参 考)

〇 教育公務員特例法 (昭和24年法律第1号)

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(平成15年法律第117号・旧第20条繰下)

〇 教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて(平成14年5月20日付け教委職企第78号 教育長通達)

平成14年度からの完全学校週5日制の実施に伴い、教員等には夏季休業日等を活用した自主的・主体的研修への取り組みが一層求められているところではありますが、教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除され、給与上も有給の扱いとされていることから、府民等から見ても研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、教員等の資質向上に資するものとなるよう、事前の研修計画書や研修終了後の研修報告書の提出等による研修内容の把握・確認を徹底することが必要であります。

このような中、本研修の取扱いについて、別添のとおり必要なことを定めましたので、 その趣旨を十分踏まえ、教育に対する不信を招くことがないよう、所属教員等に対して、 注意を喚起し、その指導監督に万全を期するよう格段の配慮を願います。

教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて

一 対象職員

教育公務員特例法(以下「特例法」という。)第2条第2項及び教育公務員特例 法施行令第3条に定める職員(以下「教員等」という。)を対象とする。

二 承認権者

特例法第20条第2項の規定に基づき「本属長」たる校長が承認するものとする。

- 三・四 (略)
- 五 承認手続
 - 1 承認手続は次に定めるものによる。

【長期休業期間中において研修を行う場合】

- ①教員等は、研修計画書(様式1)を長期休業期間開始の概ね1ヶ月前(学校の実情に応じて柔軟な対応も可。)には、校長に提出するものとする。
- ②教員等は、前記①の研修計画に基づき研修を行うものとし、その場合には、事前に研修承認願(様式2)を校長に提出して、校長の承認を受けるものとする。 なお、研修計画に変更が生じた場合については、変更した内容について研修承認願を提出し、校長の承認を受けるものとする。
- ③教員等は、研修終了後、研修報告書(様式3)を速やかに校長に提出するものと する。
- 〇 教育公務員特例法第22条第2項に基づく研修の制度運用について(平成17年9月21日付け教委職企第1529号 教育長通知)

教育公務員特例法(以下「特例法」という。)第22条第2項に基づく研修(以下「承認

研修」という。)については、平成16年4月28日付け府監第1117号による監査委員意見において、不適切又は疑義があると指摘された個別事例について、教育委員会事務局で実地調査等を実施したところですが、その調査結果を踏まえ、今後の制度運用に係る留意事項等について、下記のとおりまとめましたので通知します。

今後とも承認研修が法の趣旨に沿った運用となりますよう、適切な事務執行をお願いします。

記

- 1) 制度運用 (略)
- 2) 具体的な運用に当たっての留意事項
 - (1) 承認手続きの遵守

研修承認事務手続きについては、平成14年5月20日付け教育長通達に基づき、事前の研修計画書、研修承認願(総務サービス事業での承認)、及び研修終了後の研修報告書が提出されなければならないものである。

校長は、研修の承認にあたっては、計画の段階から、研修目的・内容、研修場所、 具体的な研修成果の活用方策等を確認の上、承認すべきであり、また、研修終了後の 研修報告書も関係書類の添付を求めるなど、研修内容が確認できるものとする必要が ある。

なお、研修として相応しくないと考えられる場合や自己の用務・休養等にあてるなど研修の実態を伴わない場合は、年次休暇等で処理するなど、服務監督権者として、強く指導する必要がある。

- (2) 承認に際しての留意事項(略)
- 3) 夜間定時制の課程及び多部制単位制 (クリエイティブスクール) Ⅲ部に勤務する教 員の課業期間中の承認研修について (略)